

資料編



資料編

● うるま市環境基本条例

うるま市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条—第22条）

第4章 地球環境の保全等に関する施策（第23条・第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接している。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいる。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋などにより結ばれており、中城湾沖には津堅島が位置している。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”の意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有している。

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭といった日常生活そのものが環境に対して様々な影響を与えている。特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境又は地球環境のもつ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させ、環境問題として影響を生じてきている。さらに、このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

私たちうるま市は、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を果たし、協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等（市民団体及び来訪者を含む。以下同じ。）の責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、森林、土壌等から成る環境の保護及び整備を行うことにより、人や動植物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。
- (2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、事業者及び市民等と協働・連携し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、適正に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市及び市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民等は、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、基本的施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる指針に基づいて行うものとする。

- (1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全されること。
- (2) 自然環境が適正に保全され、良好な環境が保持されること。
- (3) 生物の多様性が確保されるとともに、多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観が保全されること。
- (5) 地域の歴史的・文化的特性を活かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (6) 環境に対する負荷の軽減のため、資源の循環的な利用を推進すること。
- (7) 地球環境の保全に配慮すること。
- (8) 環境教育及び学習の推進を図ること。
- (9) 施策の実現に向けて事業者及び市民等との協働・連携を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成)

第10条 市長は、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを適宜公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(意見の反映)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民等の理解を深め、かつ活動を

行う意欲が増進されるよう、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境教育及び学習の推進に努めなければならない。

(自発的な活動の促進)

第 13 条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第 14 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第 16 条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第 17 条 市は、事業者及び市民等が環境への負荷の低減に資する施設の整備、その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 18 条 市は、環境保全に資する公共的な処理施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設について、充足度や地域特性を考慮した上で、バランスの取れた自然環境の整備に努めるものとする。

3 市は、地域の特性、環境資源及び景観資源を活かし、地域環境の骨格となるみどりの保全・活用に努めるものとする。

4 市は、河川及び海岸線並びに道路の植栽帯等の保全と創出を図り、水とみどりのネットワークの形成に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 19 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との協力)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策等を実施するに当たっては、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第 23 条 市は、事業者及び市民等がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に資する行動指針

を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

第 5 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 25 条 市長は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、うるま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に依りて、次に掲げる事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

第 6 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(うるま市附属機関設置条例の一部改正)

2 うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

● 計画策定の経緯

時 期	実 施 内 容
平成25年6月～	【基礎調査：地域の現況整理】 ・既存資料を基に、地域の現況整理を実施
平成25年10月4日	【うるま市環境基本条例 検討会議】 ・うるま市環境基本条例（素案）の検討・精査
平成25年12月24日	【うるま市環境基本条例 制定】 ・12月定例議会において議決
平成26年2月～5月	【基礎調査：住民意識の把握（アンケート調査）】 ・市民、事業所、環境保全に取り組む団体等、自治会、市職員、小中学校、学校関係者を対象に実施
平成26年9月30日	【第1回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・計画の位置づけ、環境に関する課題等の検討
平成26年10月21日	【第1回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・諮問 ・計画の位置づけ、環境に関する課題等の審議
平成26年12月2日	【第2回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・うるま市環境基本計画（素案）の検討
平成26年12月22日	【第2回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・うるま市環境基本計画（素案）の審議
平成27年1月9日 ～2月9日	【パブリックコメント】 ・うるま市環境基本計画（素案）のパブリックコメントを実施
平成27年1月14日	【地域説明会】与那城地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月15日	【地域説明会】石川地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月20日	【地域説明会】具志川地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月22日	【地域説明会】勝連地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年2月6日	【第3回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・うるま市環境基本計画（案）の検討
平成27年2月24日	【第3回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・うるま市環境基本計画（案）の審議
平成27年3月24日	【うるま市環境基本計画について答申】

● うるま市環境審議会名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	堤 純一郎	琉球大学工学部 教授	学識経験者
副会長	玉栄 章宏	環金武湾地球温暖化対策地域協議会 事務局長	その他市長が必要と認める者
委員	山城 和正	うるま市商工会 会長	公共的団体を代表する者
委員	伊芸 恵子	うるま市女性団体連絡協議会 会長	公共的団体を代表する者
委員	池原 トモ子	うるま市地域審議会 石川地区 会長	公共的団体を代表する者
委員	藏當 博文	うるま市地域審議会 勝連地区 会長	公共的団体を代表する者
委員	長嶺 弘輝	沖縄県中部福祉保健所 保健総括 兼 環境保全班長	関係行政機関の職員
委員	金城 道男	NPO法人 どうぶつたちの病院沖縄 副理事長	その他市長が必要と認める者
委員	高平 兼司	うるま市水と緑を考える会 事務局長	その他市長が必要と認める者
委員	島袋 義則	うるま市 市民部長	その他市長が必要と認める者

● うるま市環境基本計画 検討委員会名簿

役職	氏名	所属	備考
委員長	島袋 義則	市民部長	
副委員長	宇座 徳之	市民部 環境課長	
委員	喜屋武 良光	市民部 環境課主幹	
委員	山城 孝	市民部 環境課 環境政策係長	
委員	松田 直久	市民部 環境課 環境保全係長	
委員	川端 恭成	市民部 環境課 環境整備係長	
委員	宮城 為治	企画部 企画課長	
委員	田崎 諭	企画部 企画課 企画調整係長	
委員	金城 善治	経済部 農政課長	
委員	石川 達治	経済部 農政課 畜産バイオ係長	
委員	平良 一雄	経済部 商工観光課長	
委員	宮城 紀章	経済部 商工観光課 商工係長	
委員	島袋 房善	都市計画部 都市計画課長	
委員	新垣 渡	都市計画部 都市計画課 計画係長	
委員	山田 達也	建設部 土木課長	
委員	伊波 良治	教育委員会 指導部 指導課長	

● 環境基準一覧

【大気汚染に係る環境基準】

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

※ 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。

3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、改定：平成8年10月25日 環境庁告示第73号）

微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年9月9日 環境省告示第33号

※ 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号、改定：平成8年10月25日 環境庁告示第73号）

【水質汚濁に係る環境基準】

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	※ 大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	※ 大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

1.水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注

1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全：国民の日常生物（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改定：平成26年11月17日 環境省告示第126号）

※大腸菌群数の単位：MPNは、Most Probable Numberの略で、培養した場合のコロニー数を確率として統計学的に表したもので最も確かな数、という意味です。

【自動車騒音に係る環境基準】

騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- ※ 1.時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3.Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4.Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5.Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

出典：騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号、改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

【航空機騒音に係る環境基準】

航空機騒音に係る環境基準（WECPNL）

単位：WECPNL

地域の類型	基準値	備考
I	70 以下	専ら住居の用に供される地域
II	75 以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 平成 25 年 4 月 1 日より以下の環境基準に改正されました。

航空機騒音に係る環境基準（Lden）

単位：デシベル

地域の類型	基準値	備考
I	57 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62 デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

出典：航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、改正：平成 19 年 12 月 17 日 環境省告示第 114 号）

● 緑地確保目標水準の算定（抜粋資料）

緑地確保目標水準の算定について、「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」より、抜粋資料を示します。

緑地確保目標水準の算定（1/3）

■ 緑地の確保目標水準の算定

本計画の上位計画となる「緑の政策大綱（平成 6 年 9 月・旧建設省）」及び「沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3 月）」で位置付けられている市街地における緑地の目標数値 30%以上に倣い、うるま市における緑地の確保目標水準を以下のように算出する。

- ①都市計画区域面積（将来） : 8,601 ha
 ②将来市街地面積 : 2,449 ha
 ③都市計画区域内の緑地確保目標量 : 4,129 ha ……（詳細は p28 参照）
 ④将来市街地内の緑地確保目標量 : 411 ha ……（詳細は p28 参照）
 ⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積 : 478 ha ……（詳細は p27 参照）

$$A = \frac{\text{④将来市街地内の緑地確保目標量 (ha)}}{\text{②将来市街地面積 (ha)}} = 16.8\%$$

$$B = \frac{\text{③都市計画区域内の緑地確保目標量 (ha)}}{\text{①都市計画区域面積 (ha)}} = 48.0\%$$

$$C = \frac{\text{④将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積 (ha)}}{\text{②将来市街地面積} + \text{⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積 (ha)}} = 30.4\%$$

		平成 21 年（現況）	平成 41 年（目標年次）
A	市街地内（用途地域内）の緑地配置の目標水準を示す指標	14.0 %	16.8 %
B	うるま市全域（都市計画区域）での緑地配置の目標水準を示す指標	22.7 %	48.0 %
C	実質的な市街地内の緑地の目標水準を示すための指標	14.0 %	30.4 %

みどりには、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の原因の 1 つとなる二酸化炭素の吸収・固定、大気的清浄化等の「環境保全機能」、スポーツや自然とのふれあい体験等の「レクリエーション機能」、地すべり・斜面崩壊の防止や火災時の延焼遮断帯といった「防災機能」、郷土景観や都市景観の形成といった「景観機能」がある。これらの機能の向上を図り、大切な自然を将来へ引き継いでいくために、緑地の保全や増加が望まれる。

しかしながら、将来において市街地内（用途地域内）の緑地を 30%以上確保することは難しい（結果 A : 16.8%）。そのため、市街地に接した樹林地を市街地周辺地域の緑地として想定し算出した 30.4%（結果 C）を、うるま市の将来における緑地の確保目標水準として設



緑地確保目標水準の算定 (2/3)

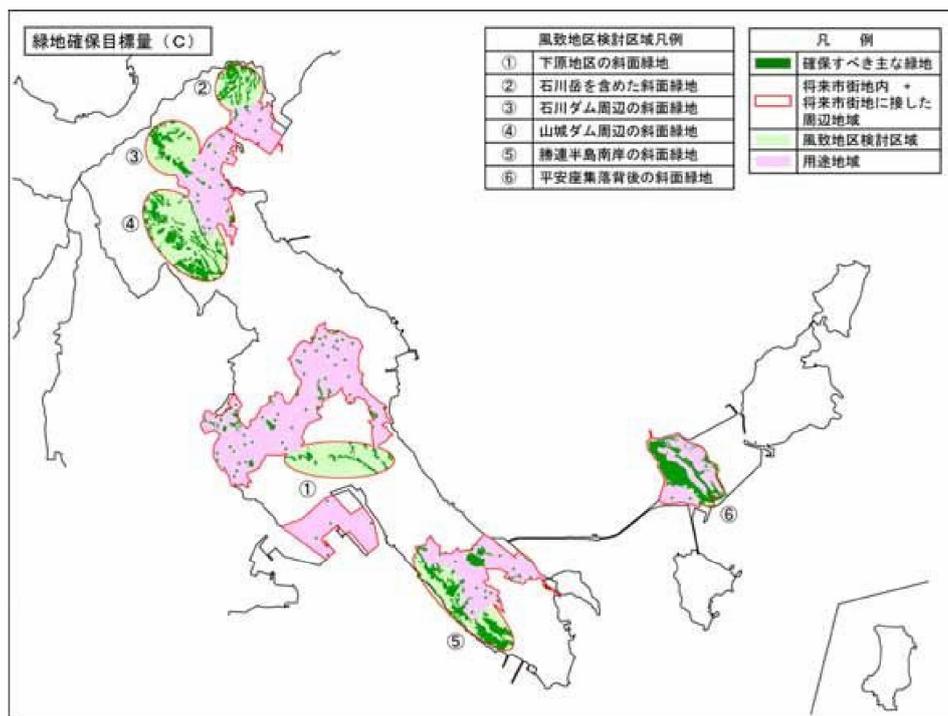
定する。その場合、将来における住民一人当たり緑地面積は 320 m²となる。

なお、住宅・商店等の民有地の緑化空間については、永続性のある緑地として取り扱うことが難しく数値としては含まれていないものの、市民及び事業者等が緑化を進めていくことを考慮すると、実質的には市街地における緑地として増加が見込まれる。

みどりの将来像『水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じる うるおいのまち』を実現するために、緑地の確保目標数水準約 30%を目指す。そのために、市民・事業者・NPO 等との協働のもと具体的な施策に取り組んでいく。

表 将来市街地に接した周辺地域の緑地対象地 (単位:ha)

対象地	面積
① 下原地区の斜面緑地(風致地区検討区域)	67.4
② 石川岳を含めた斜面緑地(風致地区検討区域)	89.3
③ 石川ダム周辺の斜面緑地(風致地区検討区域)	47.2
④ 山城ダム周辺の斜面緑地(風致地区検討区域)	131.8
⑤ 勝連半島南岸の斜面緑地(風致地区検討区域)	101.9
⑥ 平安座集落背後の斜面緑地(風致地区検討区域)	40.7
合計	478.3



※将来市街地に接した周辺地域の緑地対象地の位置は、p59、p68、p77、p86 も併せて参照。



緑地確保目標水準の算定 (3/3)

■都市計画区域内及び将来市街地内の緑地確保目標量の算出

●施設緑地の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
都市公園	41.57	50.04	91.61	69.33	109.44	178.77
公共施設緑地(その他の公園)	12.92	25.55	38.47	12.92	27.88	40.80
民間施設緑地	-	164.12	164.12	-	164.12	164.12
合計	54.49	239.71	294.20	82.25	301.44	383.69

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●地域制緑地の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
地域森林計画対象民有林	105.56	1,261.44	1,367	105.56	1,261.44	1,367
保安林	3.57	170.43	174	3.57	170.43	174
河川区域	5.6	64.4	70	5.6	64.4	70
風致地区	0.15	1.95	2.1	78.45	1,980.95	2,059.4
条例によるもの	4.90	52.50	57.4	4.90	52.50	57.4
地区計画等	-	-	-	1.55	-	1.55
重複面積	5.34	188.98	194.31	5.34	188.98	194.31
合計	114.45	1,361.74	1,476.19	194.30	3,340.74	3,535.04

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●公共施設及び民間施設の緑化面積の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
公共施設の緑化面積	11.02	5.93	16.95	25.11	11.39	36.50
民間施設の緑化面積	67.31	49.00	116.31	76.01	52.83	128.84
合計	78.33	54.93	133.26	101.12	64.22	165.34

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●公共施設及び民間施設のグラウンドの確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
公共施設のグラウンド	31.16	9.61	40.77	31.16	9.61	40.77
民間施設のグラウンド	2.30	1.59	3.89	2.30	1.59	3.89
合計	33.46	11.20	44.66	33.46	11.20	44.66

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●確保目標の合計(施設緑地+地域制緑地+施設緑化面積+グラウンド)

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
確保目標の合計	280.73	1,667.58	1,948.31	411.13	3,717.60	4,128.73

↓
将来市街地内の
緑地確保目標量↓
都市計画区域内の
緑地確保目標量

● アンケート調査結果概要

1.調査の概要

(1) 目的

うるま市が現在抱える環境上の課題点、市民等の環境に対する関心や認識、環境行政に対する要望を把握することを目的として実施した。

(2) 調査対象者

アンケートの対象者は、市民、事業所、環境保全に取り組む団体等、市職員、小学生（高学年）・中学生、学校関係者（クラス担任）及び自治会とした。

(3) 調査票配布数および回収数

アンケートの対象者別の配布数及び回収数を下記の表に示す。

アンケート対象者及び配布・回収数

No.	区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数 (回収率)	該当頁
1	市民	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳から無作為抽出 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収 	平成26年 2月～4月	16歳以上の 男女2,000名	具志川地域：262名	資-17 ～ 資-25
					石川地域：92名	
					勝連地域：49名	
					与那城地域：32名	
					無回答：6名	
合計：441名(22.1%)						
2	事業所	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全事業者を5区分に分けて抽出 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収 ① iタウンページ※1による業種別事業所 ② 大企業※2 ③ 国や地方公共団体から認証、協定及び指定を受けた事業所※3 ④ うるま市小規模工事等契約希望者※4 ⑤ うるま市の畜産業者※5 	平成26年 2月～4月	220事業所	89事業所 (40.5%)	資-26 ～ 資-31
3	環境保全に取り組む団体等	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所がある団体 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収 		13団体	6団体 (46.2%)	資-32
4	市職員	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に調査票を配信 	平成26年 2月～3月	868名	338名 (38.9%)	資-33 ～ 資-36
5	小・中学生	<ul style="list-style-type: none"> 小学生（高学年）、中学生を対象 各小中学校（28校）に調査票を直接配布・回収 	平成26年 5月～6月	—	小：649名 中：314名	資-37 ～ 資-43
6	学校関係者 (クラス担任)	<ul style="list-style-type: none"> 1校につき2名（クラス担任） 各小中学校（28校）に調査票を直接配布・回収 				
7	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全ての自治会長 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収 	平成26年 2月～4月	63自治会	39自治会 (61.9%)	資-45

※1 iタウンページは、NTTタウンページが提供するインターネット電話帳

※2 大企業は年商1億円以上と任意に設定し、「企業価値検索サービス（ホームページ）」で抽出した事業所

※3 エコアクション21の認証、公害防止の協定、エネルギー管理指定工場の指定を受けた事業所

※4 うるま市小規模工事等契約希望者登録制度において、登録を行った事業所

※5 うるま市の畜産業者（うるま市農政課提供資料）

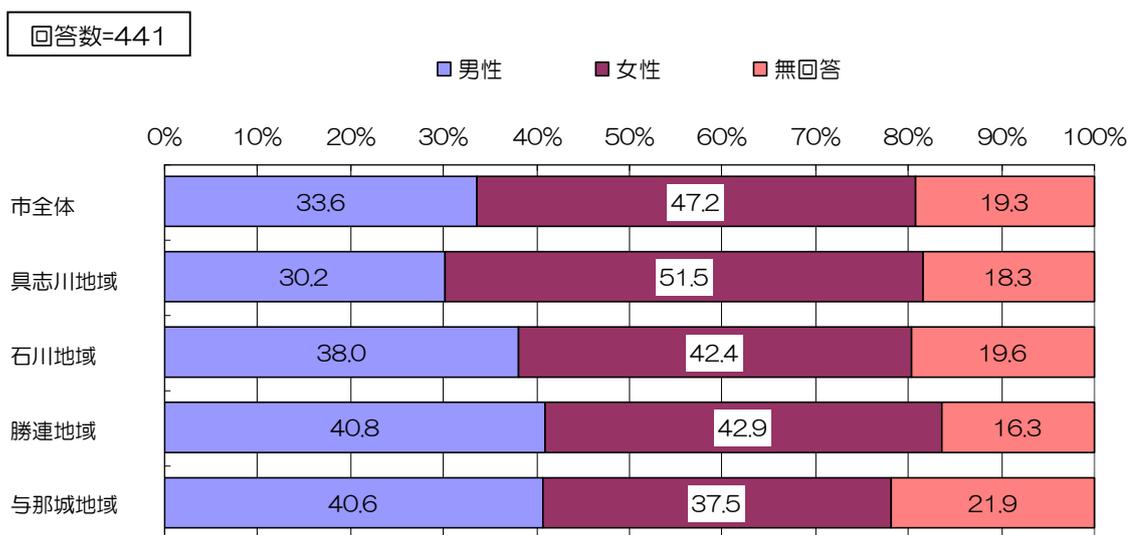
2.調査結果

アンケートの調査結果については、質問項目の一部を抜粋した。

2.1 市民

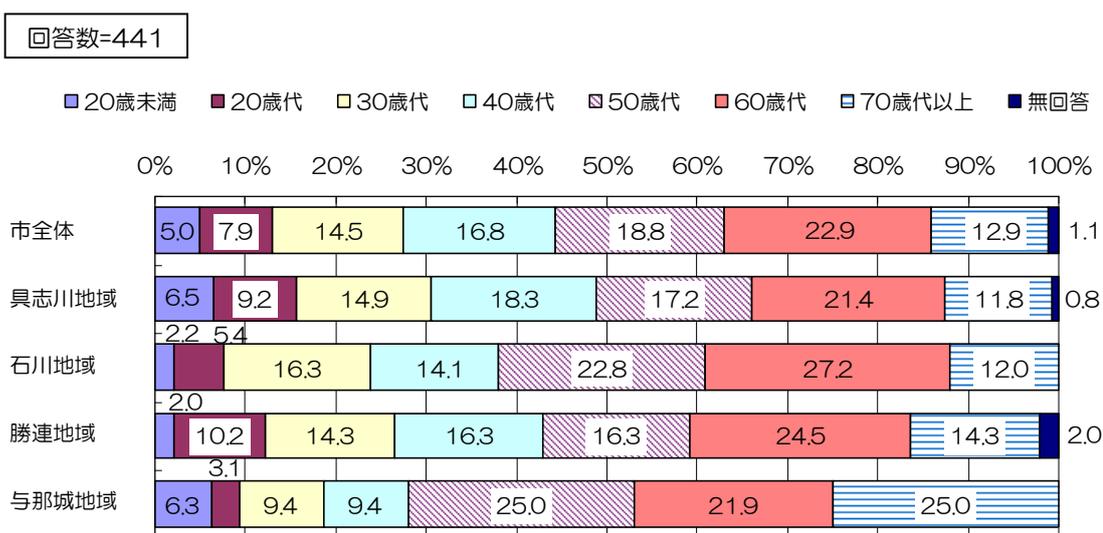
(1) 回答者属性

1) 性別



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

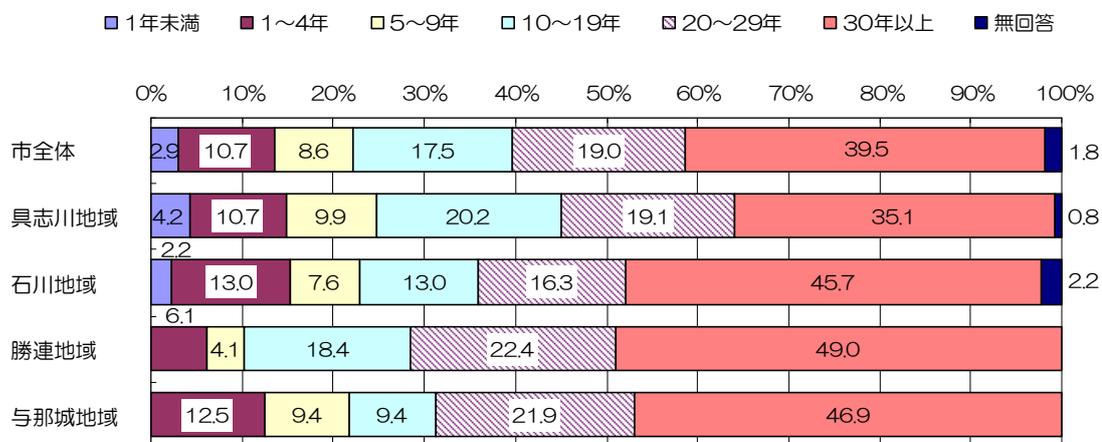
2) 年齢



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 居住年数

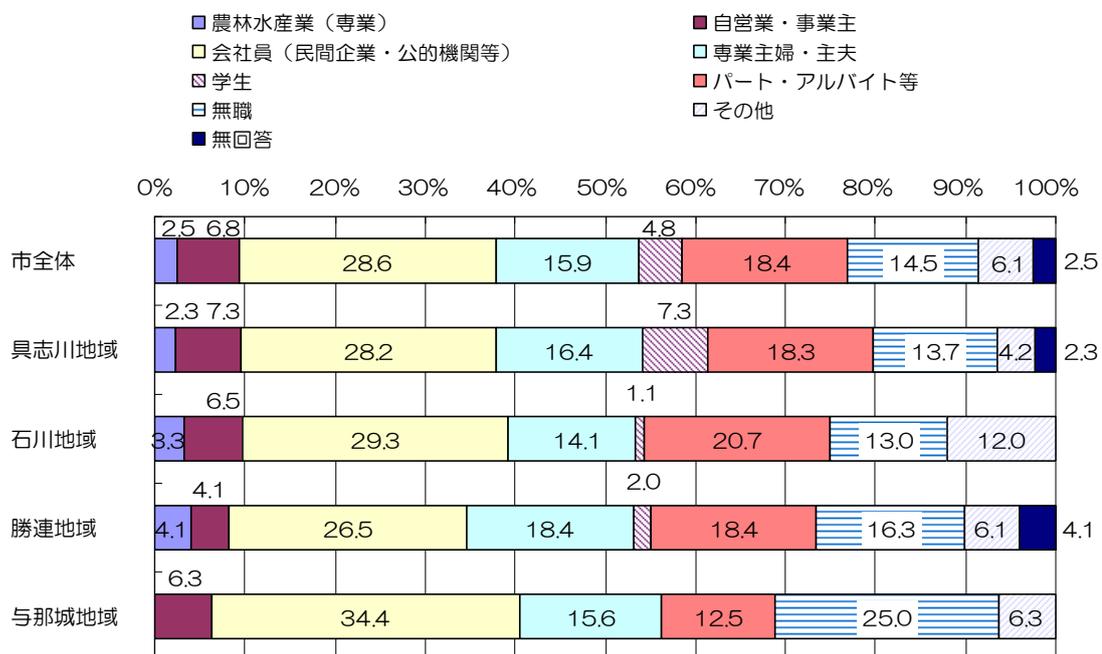
回答数=441



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) 職業

回答数=441



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) 自慢できるうるま市の環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

うるま市の環境で「自慢できるもの」、「大切だと思うもの」を選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾・中城湾の海域	5.5	6.5	5.7	2.7	1.1
b 砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	8.7	8.1	9.4	6.8	14.7
c 森林	2.0	2.0	3.8	0.0	1.1
d 天願川などの河川	3.2	5.0	1.1	0.0	0.0
e 湧水・井戸	2.1	2.1	1.9	2.0	3.2
f 御嶽	1.3	1.0	1.5	2.0	1.1
g 世界遺産の城跡	19.6	18.8	17.7	26.5	20.0
h 伝統的な祭りなど	14.8	13.6	16.6	19.0	13.7
i 商店がならぶ市街地	2.1	2.2	3.4	0.7	0.0
j 静かな住宅地	6.4	7.6	6.0	4.8	1.1
k 公園	3.2	2.7	5.7	2.7	1.1
l 海中道路	17.4	17.4	14.0	17.7	26.3
m 与勝半島付近に点在する離島	9.4	8.9	7.5	12.2	14.7
n レジャー施設	0.9	0.9	1.1	0.7	0.0
o スポーツ施設	2.5	2.5	3.0	2.0	2.1
p その他	0.8	0.8	1.5	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,273	766	265	147	95

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 生活している地域の周辺環境についての満足度

問 あなたが生活している地域の周辺環境について、あなたはどの程度満足していますか。

回答の選択肢：満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満、わからない

6つの選択肢のうち、「満足」と「やや満足」の回答を合計した割合を出し、80%以上（◎）、80%未満～50%以上（○）、50%未満～20%以上（△）および20%未満（×）として以下に示した。

地域の周辺環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑の豊かさ	○	○	○	○	○
b 空気のきれいさ	△	○	△	△	○
c まち並みの美しさ	△	△	△	×	△
d まちの静けさ清潔さ	△	△	△	△	△
e 川のきれいさ	×	×	△	×	×
f 砂浜の海岸線や干潟のきれいさ	△	△	△	△	△
g まちの静けさ	△	△	△	△	○
h におい	△	△	×	△	△
i ごみの分別	△	○	○	△	△
j 不法投棄の状況	×	×	×	×	×
k 一般廃棄物処理施設の整備状況	△	△	△	△	×
l 車の走行による騒音・振動	△	△	×	△	×
m 航空機の騒音	×	×	×	△	△
n 道路の整備状況	△	△	△	△	△
o 下水道の整備状況	△	△	○	△	×
p 安心して遊べる公園	△	△	○	△	△
q 環境に関する自治会・団体などの活動	△	△	△	△	△

※1 ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
 ○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

3) 関心のある環境問題

問 あなたは、環境問題についてどのような内容に関心がありますか。

回答の選択肢：非常に関心がある、関心がある、あまり関心がない、ほとんど関心がない、わからない

5つの選択肢のうち、「非常に関心がある」と「関心がある」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

環境問題について「非常に関心がある」と「関心がある」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑や生き物などの自然環境	◎	◎	◎	○	◎
b まち並みなどの景観	◎	◎	◎	○	◎
c 海辺や海の汚れ	◎	◎	◎	◎	◎
d 川の水質	◎	◎	◎	○	◎
e 悪臭	◎	◎	◎	◎	◎
f 騒音、振動	◎	◎	◎	○	◎
g ごみの処理やリサイクル	◎	◎	◎	◎	◎
h ダイオキシン類や有害化学物質	○	○	◎	○	◎
i PM2.5（微小粒子状物質）の濃度	○	○	○	○	○
j アスベスト（石綿）問題	○	○	○	○	◎
k 文化財の保護	○	○	◎	◎	◎
l 省エネルギーや太陽光などの利用	○	○	○	○	◎
m 地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊	○	○	◎	○	◎

※1 ◎は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が80%以上
○は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が80%未満～50%以上
△は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が50%未満～20%以上
×は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が20%未満

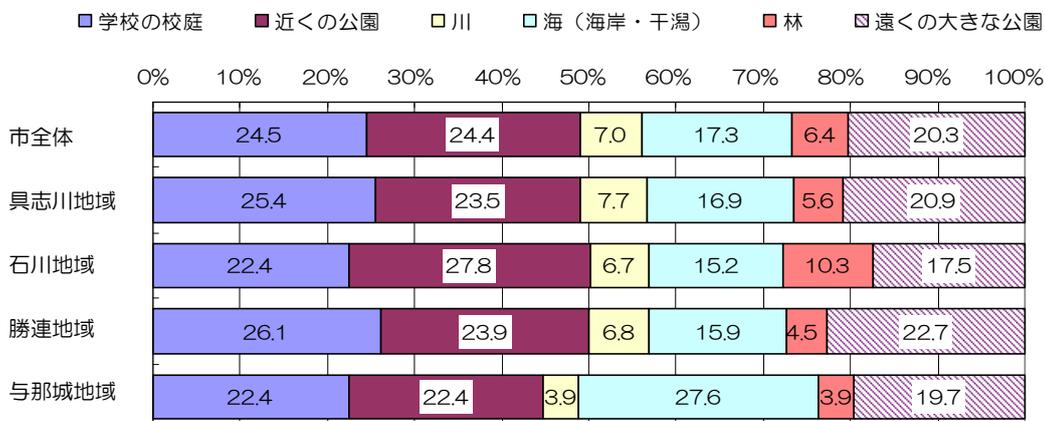
回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

4) 子供たちが安心して遊べる場所

問 現在、住んでいる地域で子供たちが安心して遊べる場所を選択してください。（複数回答可）

回答数=966



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) ふだんの生活の中で、心がけていること

問 あなたはふだんの生活の中で、以下の項目に対してどの程度心がけていますか。

回答の選択肢：いつも取り組んでいる、だいたい取り組んでいる、ときどき取り組んでいる、まれに取り組んでいる、まったく取り組んでいない

5つの選択肢のうち、「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

ふだんの生活の中で「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 節電・節水に努めている	○	○	◎	○	○
b エアコンの温度設定に配慮している	◎	○	◎	◎	◎
c 家の周りの環境美化に努めている	○	○	○	○	○
d 地域の緑化運動・清掃活動に参加している	△	△	△	△	△
e 古紙を再生利用した製品などの環境にやさしい商品を購入している	△	△	△	△	○
f 食用油や残飯を下水に流さない	◎	◎	◎	◎	◎
g 生ごみは堆肥化している	△	△	△	△	△
h 洗濯をするときに、洗剤の使用量を抑えている	○	○	○	○	○
i 買い物にはマイバッグを利用している	◎	◎	◎	○	◎
j 通勤・通学・買い物に公共交通や自転車などを利用している	×	×	×	×	×
k 車を運転するときは、アイドリングストップや環境にやさしい運転を心がけている	△	△	△	○	○
l 太陽光発電、太陽熱温水器、燃料電池を利用している	×	×	×	×	△
m ごみの分別は積極的に行っている	◎	◎	◎	◎	◎
n 使用済みの電池や食品トレーなど、リサイクルできる物は店頭回収を利用している	△	△	△	△	△
o ものではできるだけ修理して使い、すぐに新しいものを買わないようにしている	○	○	○	○	○
p 環境家計簿をつけている	×	×	×	×	×

※1 ◎は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が80%以上
○は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が80%未満～50%以上
△は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が50%未満～20%以上
×は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が20%未満

回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「まったく取り組んでいない」として集計を行った。

6) うるま市の環境をより良くしていくため優先的に取り組むべき事項

問 今後、うるま市の環境をより良くしていくためには、市民・事業者・行政はそれぞれ、どのような活動を優先的に取り組むべきだと思いますか。市民、事業者、行政が取り組むべき項目について3つ選択してください。

(a) 市民が優先的に取り組むべき活動

「市民が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 海辺や海の自然環境の保全	10.4	10.2	12.4	6.9	11.5
b 農地の保全や整備	1.2	0.8	1.2	2.3	2.3
c 環境保全型農業の推進	0.7	0.7	0.8	0.8	0.0
d 市街地や公園に緑を増やす	4.8	4.4	6.0	4.6	4.6
e 環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	3.8	3.5	3.2	6.9	3.4
f 自然災害に強いまちづくり	3.3	3.0	4.0	3.8	3.4
g 景観に配慮したまち並みづくり	4.3	4.5	4.4	4.6	2.3
h 交通渋滞の緩和・交通機関の改善	2.2	2.5	2.4	0.0	2.3
i 大気汚染の防止策の推進	0.4	0.0	0.8	2.3	0.0
j 悪臭対策	3.8	4.0	5.6	0.8	2.3
k 河川などの水質の改善	1.5	2.0	1.2	0.0	1.1
l 騒音・振動等の軽減	2.6	2.7	2.4	2.3	2.3
m ダイオキシン類や有害化学物質への対策	0.3	0.4	0.0	0.8	0.0
n リサイクル等、再資源化の促進	10.0	10.3	8.8	9.9	11.5
o ごみ減量化の推進	18.5	18.7	18.3	16.8	20.7
p 不法投棄の対策	7.2	6.8	7.2	9.9	6.9
q 地球温暖化防止の推進	0.6	0.4	1.2	0.8	0.0
r 太陽光などの自然エネルギーの利用促進	3.8	4.4	2.8	3.1	3.4
s 省エネの推進	7.8	8.5	6.0	7.6	8.0
t 地域における環境保全活動の推進	5.0	4.5	5.6	5.3	6.9
u 文化財の保護・保全	1.7	1.6	0.8	3.8	2.3
v 市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	2.7	2.5	2.8	3.1	3.4
w 環境教育・環境学習の推進	2.2	2.5	2.0	2.3	0.0
x 優遇措置や減税など制度の創設	0.7	0.6	0.4	1.5	1.1
y その他	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,176	707	251	131	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(b) 事業者が優先的に取り組むべき活動

「事業者が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 海辺や海の自然環境の保全	3.2	2.4	4.6	2.5	5.7
b 農地の保全や整備	1.1	0.9	0.4	2.5	2.3
c 環境保全型農業の推進	2.0	1.6	2.5	2.5	3.4
d 市街地や公園に緑を増やす	2.8	2.7	2.1	2.5	5.7
e 環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	5.2	5.6	5.0	2.5	5.7
f 自然災害に強いまちづくり	2.7	2.4	1.7	4.9	4.6
g 景観に配慮したまち並みづくり	2.6	3.2	1.3	3.3	1.1
h 交通渋滞の緩和・交通機関の改善	3.0	3.2	3.4	2.5	1.1
i 大気汚染の防止策の推進	6.7	6.3	7.6	9.0	4.6
j 悪臭対策	12.0	10.9	15.1	12.3	11.5
k 河川などの水質の改善	3.6	4.0	2.9	4.9	0.0
l 騒音・振動等の軽減	4.6	5.3	3.8	4.1	2.3
m ダイオキシン類や有害化学物質への対策	10.2	10.5	10.9	9.0	8.0
n リサイクル等、再資源化の促進	8.6	8.9	7.6	9.8	6.9
o ごみ減量化の推進	3.2	3.5	1.7	4.1	3.4
p 不法投棄の対策	5.4	5.2	5.5	4.1	9.2
q 地球温暖化防止の推進	3.4	3.6	4.2	1.6	2.3
r 太陽光などの自然エネルギーの利用促進	7.4	6.5	8.8	6.6	11.5
s 省エネの推進	2.7	3.5	1.7	0.8	2.3
t 地域における環境保全活動の推進	2.5	2.9	0.4	4.1	2.3
u 文化財の保護・保全	0.6	0.6	0.8	0.0	1.1
v 市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	4.0	3.3	6.3	4.1	3.4
w 環境教育・環境学習の推進	1.5	1.9	1.3	0.8	0.0
x 優遇措置や減税など制度の創設	1.0	1.0	0.4	1.6	1.1
y その他	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,142	695	238	122	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(c) 行政が優先的に取り組むべき活動

「行政が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：%

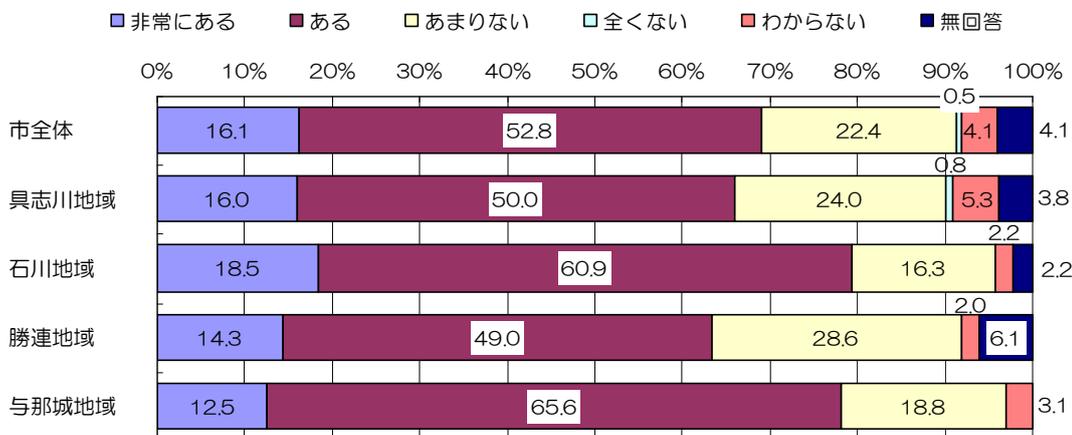
選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 海辺や海の自然環境の保全	7.0	5.8	8.4	6.8	12.6
b 農地の保全や整備	1.5	1.3	2.0	1.5	2.3
c 環境保全型農業の推進	2.0	1.8	2.4	3.0	1.1
d 市街地や公園に緑を増やす	4.8	5.4	4.8	3.8	2.3
e 環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	11.4	12.3	11.6	9.8	5.7
f 自然災害に強いまちづくり	9.0	9.7	7.6	7.5	9.2
g 景観に配慮したまち並みづくり	3.4	4.1	2.4	3.8	0.0
h 交通渋滞の緩和・交通機関の改善	5.7	6.2	5.2	3.8	5.7
i 大気汚染の防止策の推進	1.5	1.6	0.8	3.0	1.1
j 悪臭対策	5.4	3.5	12.4	1.5	6.9
k 河川などの水質の改善	2.1	2.1	1.6	1.5	4.6
l 騒音・振動等の軽減	2.3	2.0	3.2	0.8	4.6
m ダイオキシン類や有害化学物質への対策	3.0	2.5	3.2	4.5	3.4
n リサイクル等、再資源化の促進	1.1	1.1	0.4	3.0	0.0
o ごみ減量化の推進	1.0	1.3	1.2	0.0	0.0
p 不法投棄の対策	5.2	5.5	4.4	6.0	3.4
q 地球温暖化防止の推進	2.0	2.3	1.6	2.3	0.0
r 太陽光などの自然エネルギーの利用促進	2.8	3.0	2.8	1.5	3.4
s 省エネの推進	0.3	0.3	0.8	0.0	0.0
t 地域における環境保全活動の推進	2.5	2.4	2.8	2.3	2.3
u 文化財の保護・保全	4.5	4.4	4.8	3.8	5.7
v 市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	6.7	6.1	5.6	10.5	9.2
w 環境教育・環境学習の推進	6.0	6.8	2.8	9.0	4.6
x 優遇措置や減税など制度の創設	8.7	8.6	7.2	10.5	10.3
y その他	0.2	0.1	0.0	0.0	1.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,179	709	250	133	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

7) 環境教育に対する関心度

問 現在、環境への理解を深めるため、さまざまな環境教育が行われています。あなたは、このような環境教育に関心はありますか。

回答数=441

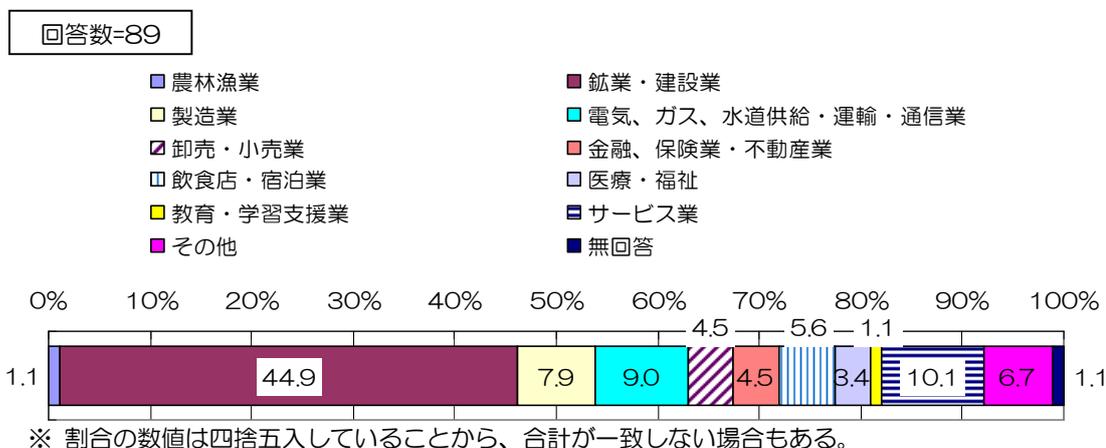


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

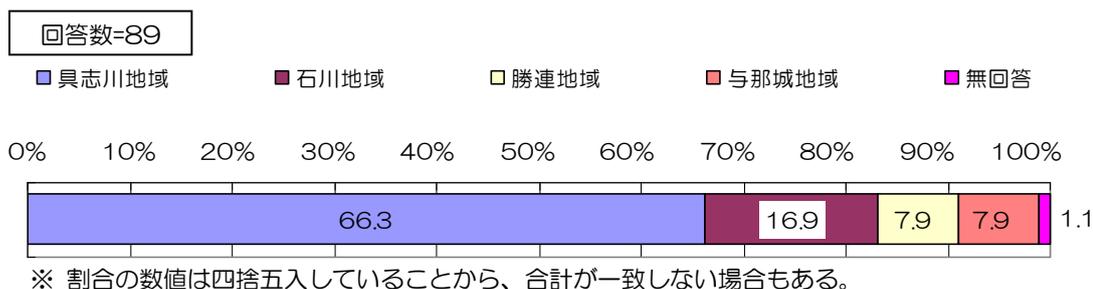
2.2 事業所

(1) 回答者属性

1) 業種



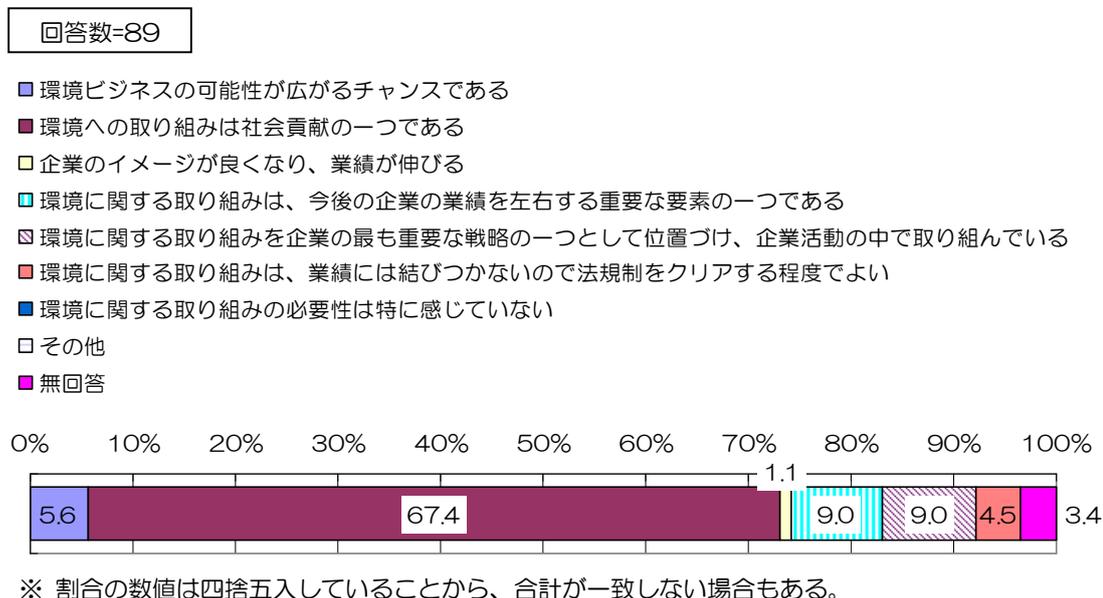
2) 所在地



(2) 設問への回答

1) 企業の環境への取り組みと企業活動のあり方

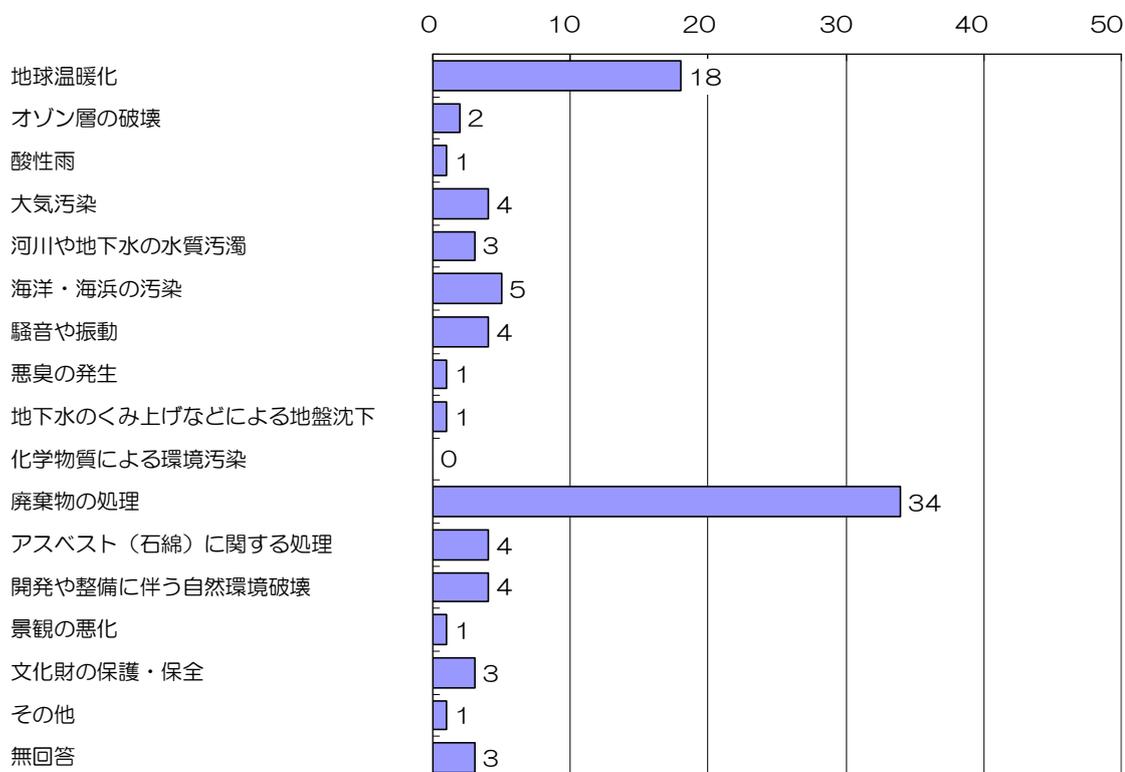
問 環境への取り組みと企業活動のあり方について、どのようにお考えですか。



2) 最も関心の高い環境問題

問 最も関心の高い環境問題は何ですか。

回答数=89

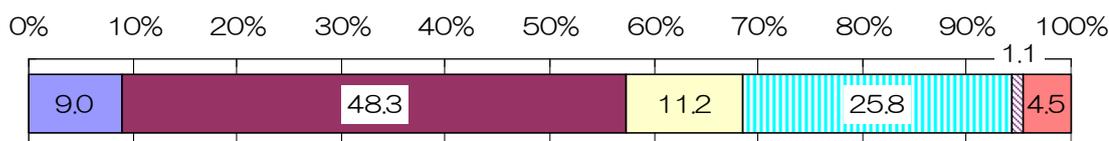


3) 従業員への環境教育

問 環境保全に関する従業員への教育をどのように行っていますか。

回答数=89

- 環境保全に関する研修を行い、省エネルギーや省資源対策について徹底を図っている。
- 特に研修等は行っていないが、日常的に省エネルギーや省資源対策を呼びかけている。
- 通常の研修の一環として、省エネルギーや省資源対策を呼びかけている。
- 特に従業員に対する環境教育は行っていない。
- その他
- 無回答



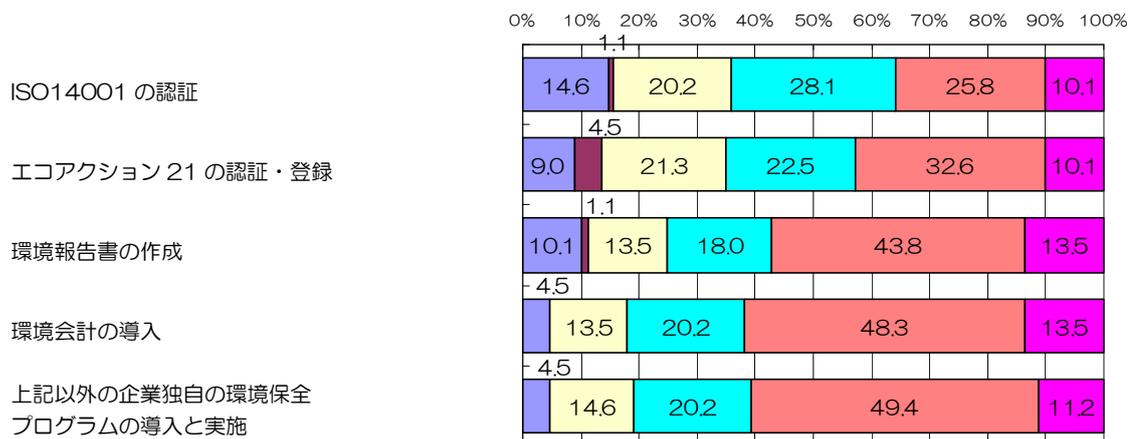
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) 企業として環境に配慮した取り組み

問 企業として環境に配慮した取り組みを行っていますか。

回答数=89

■実施済み ■今後実施しようと考えている □検討したい ■実施するつもりはない ■わからない ■無回答

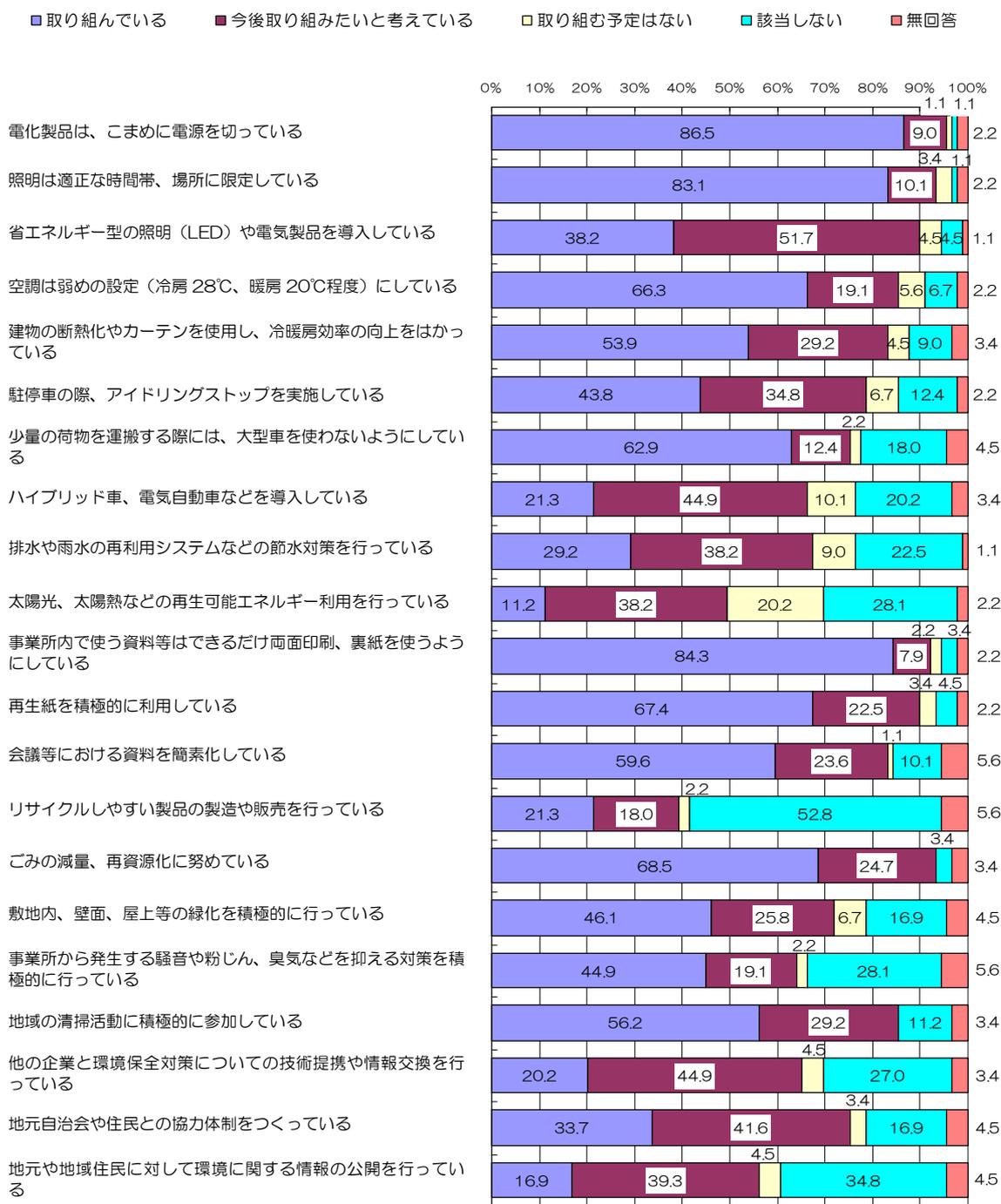


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) 環境保全の取り組み

問 環境保全のための以下の項目に取り組んでいますか。

回答数=89

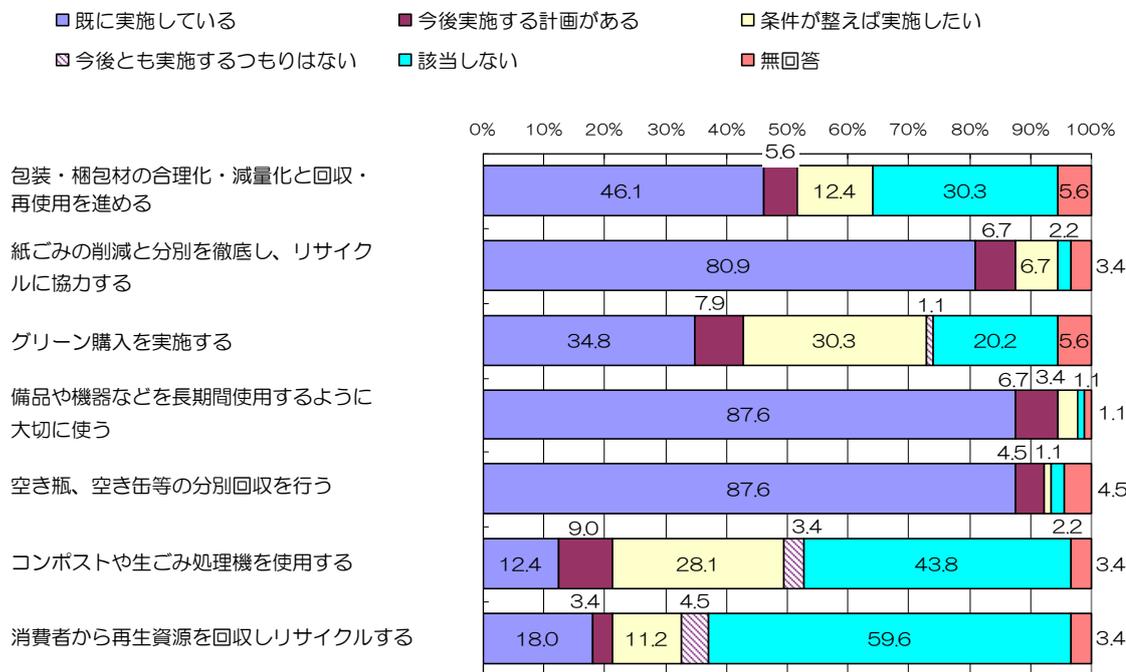


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

6) 廃棄物削減のための取り組み

問 廃棄物を削減するためにどのような取り組みを行っていますか。

回答数=89

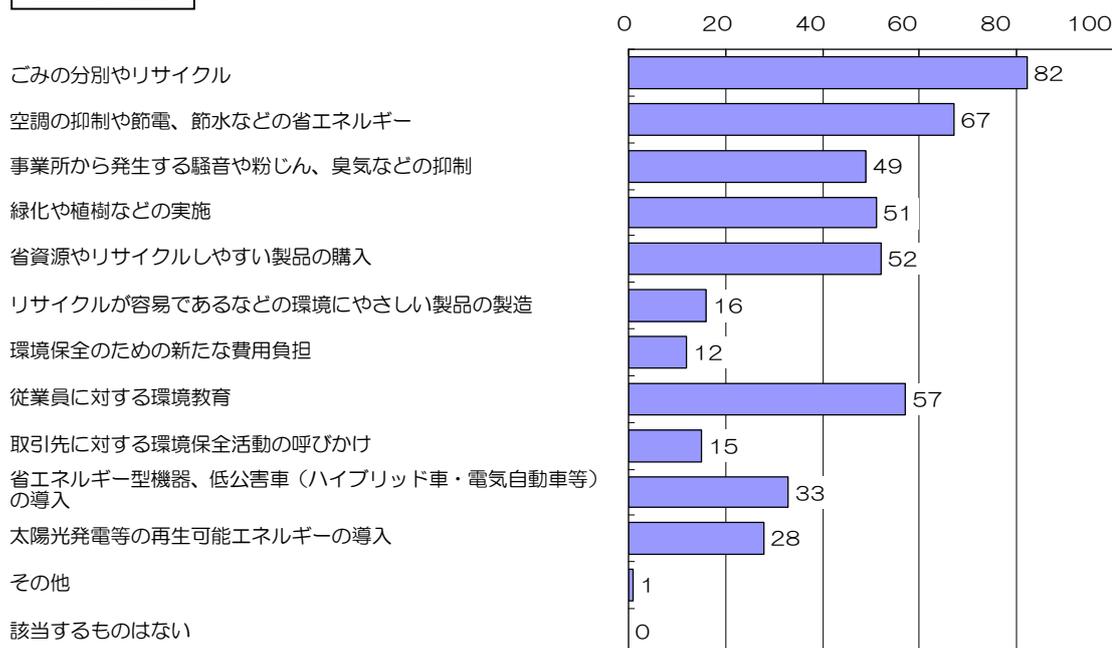


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

7) うるま市の環境をよりよくしていくための取り組み

問 今後、うるま市の環境をより良くしていくために、どのような取り組みができますか。(複数回答可)

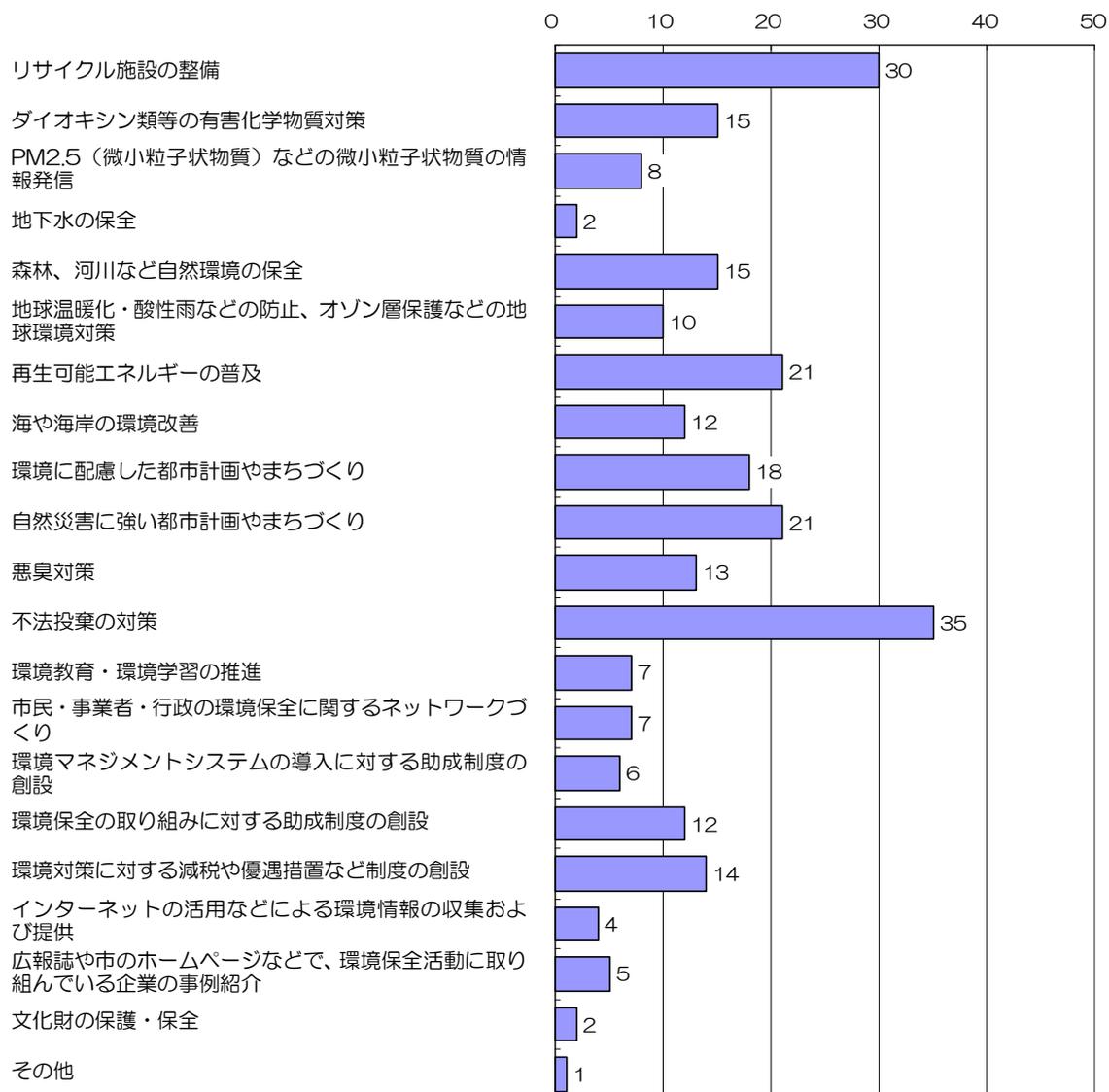
回答数=463



8) 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対して望むこと

問 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対して望むことはどのようなことですか。(複数回答可)

回答数=258

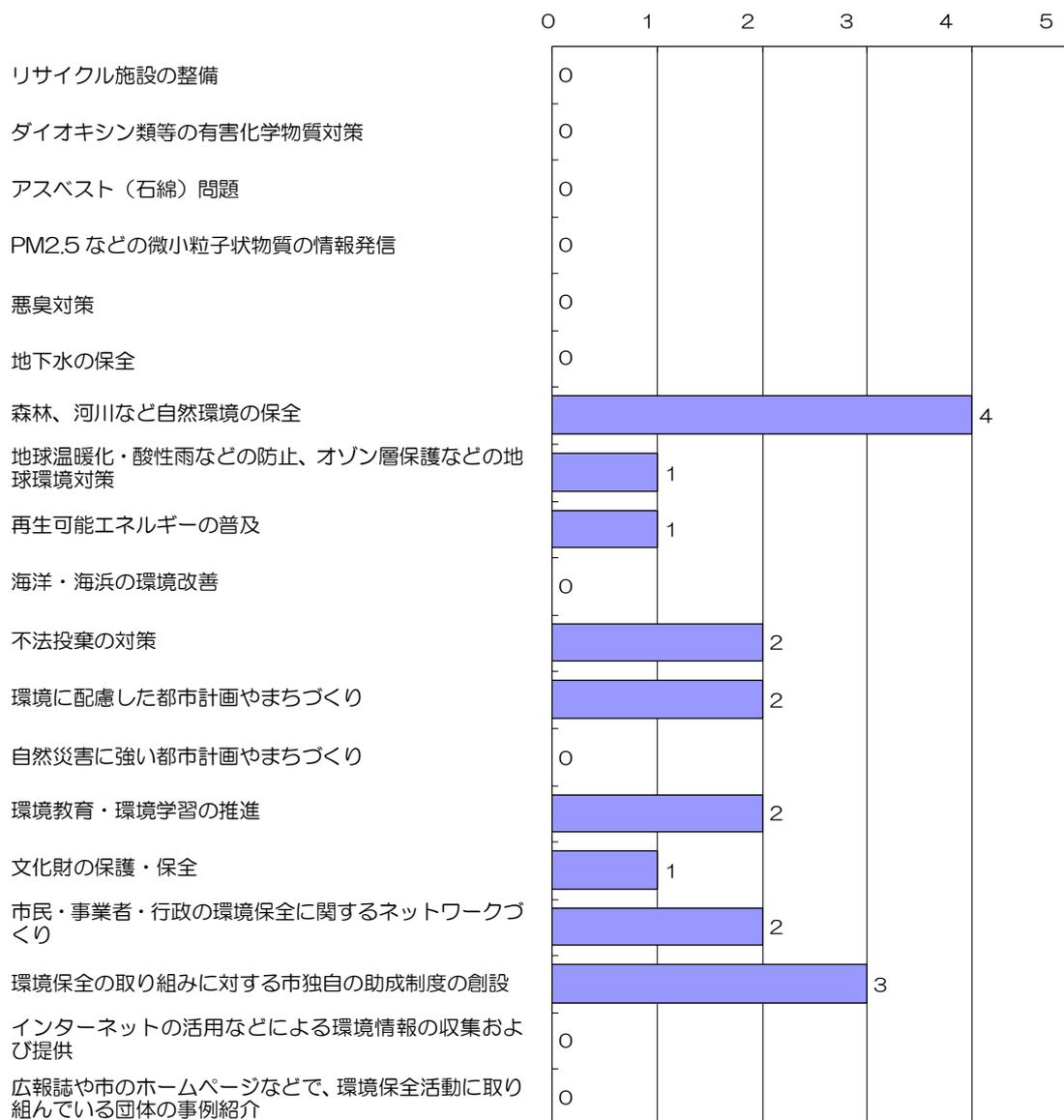


2.3 環境保全に取り組む団体等

(1) 環境保全のための取り組みを行う上での行政に対する要望

問 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対してどのようなことを望みますか。3つ選択してください。

回答数=18

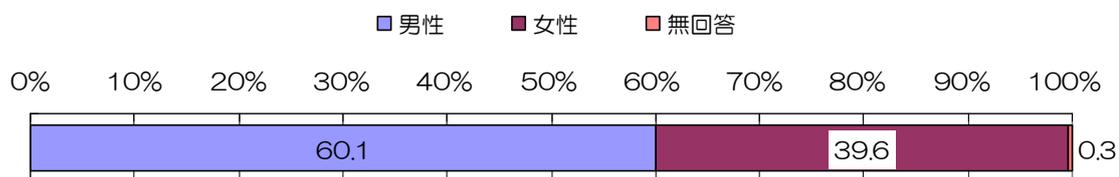


2.4 市職員

(1) 回答者属性

1) 性別

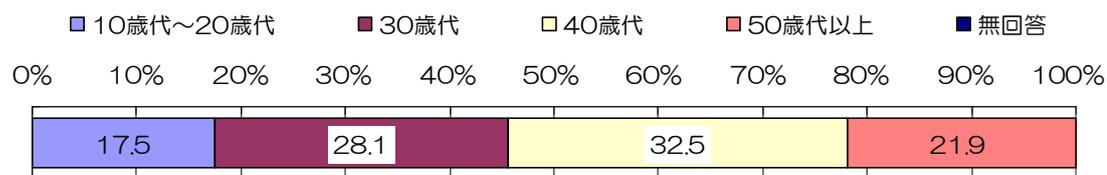
回答数=338



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 年代

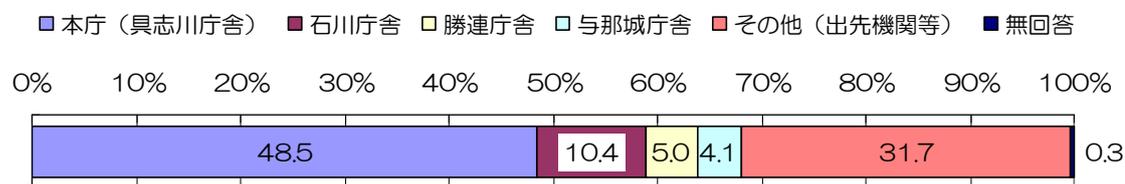
回答数=338



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 勤務先

回答数=338



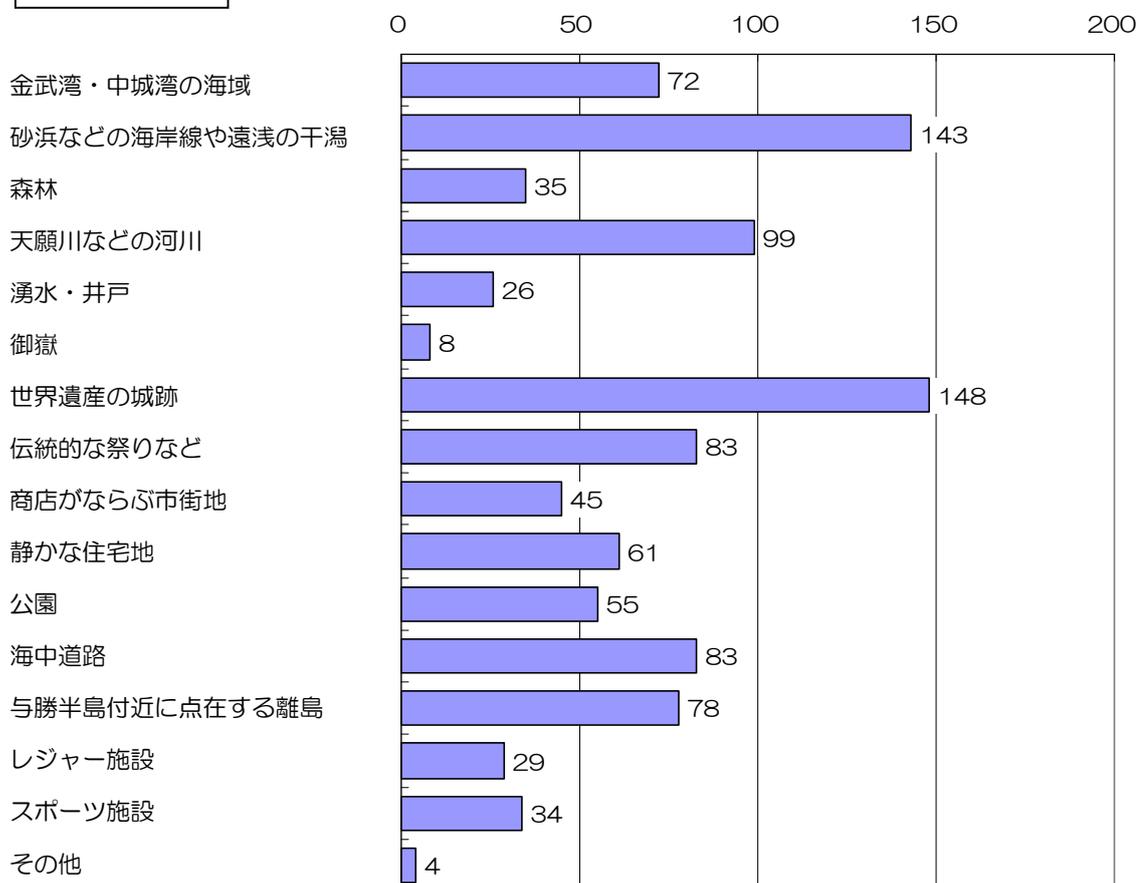
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) うるま市の重要な環境

問 うるま市の環境で重要だと思うものを3つ選択してください。

回答数=1,003

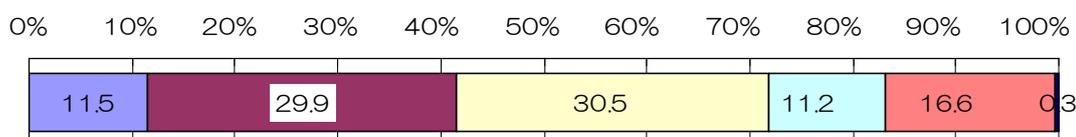


2) 所属部署での環境への取り組み意識

問 あなたの所属部署での環境への取り組みに対する意識は、どの程度だと考えますか。

回答数=338

- 環境に対する取り組みを積極的にすすめており、意識は高い
- ほどほどに取り組みをすすめており、どちらかといえば高い
- 環境に対する取り組みは一部であり、どちらかといえば低い
- 環境に対する取り組みはほとんどしておらず、意識は低い
- わからない
- 無回答

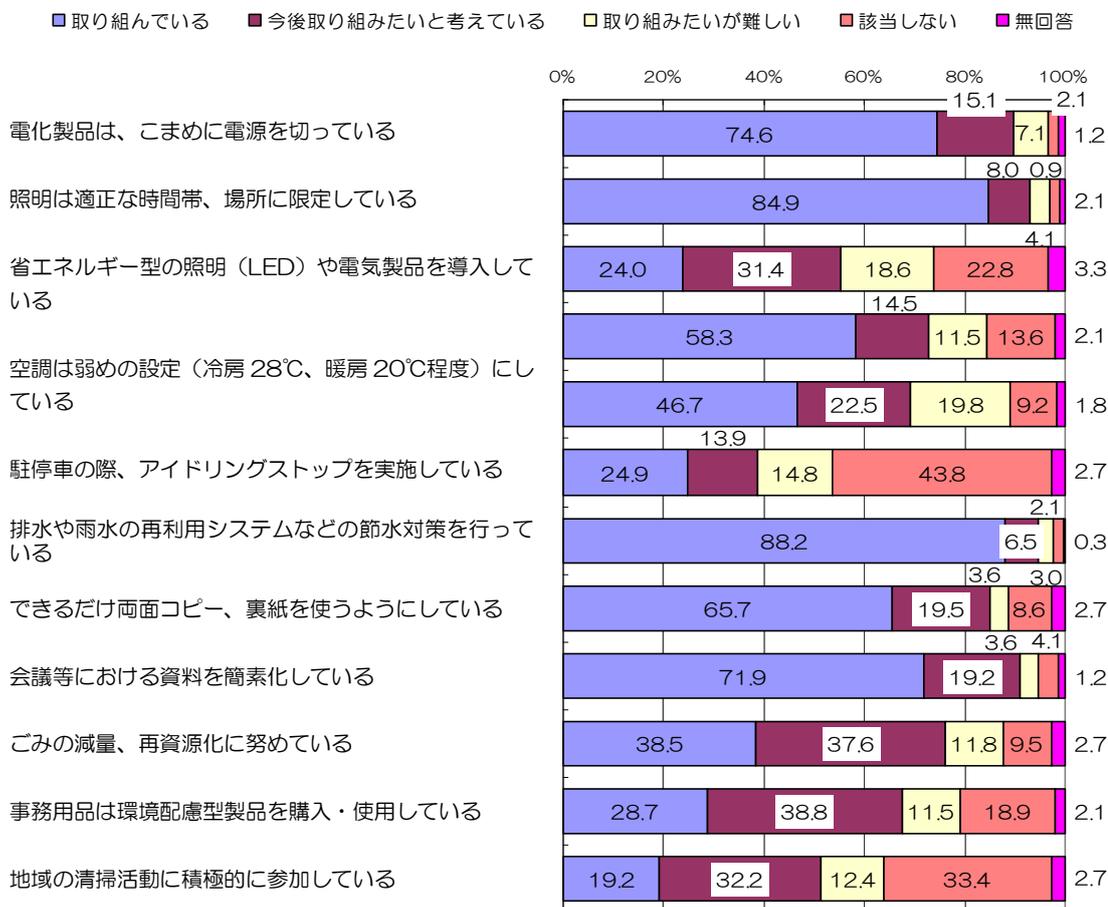


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 所属部署での環境保全のための取り組み

問 あなたの所属部署では、環境保全のための以下の項目に取り組んでいますか。

回答数=338

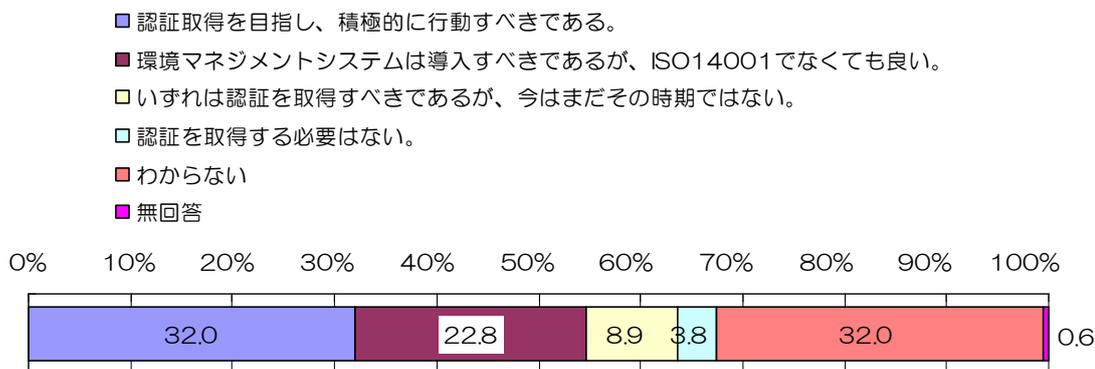


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) ISO14001 認証取得について

問 地方自治体の中には、自治体として環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001 認証を取得するところも出てきています。うるま市としては、どうすべきと考えますか。

回答数=338

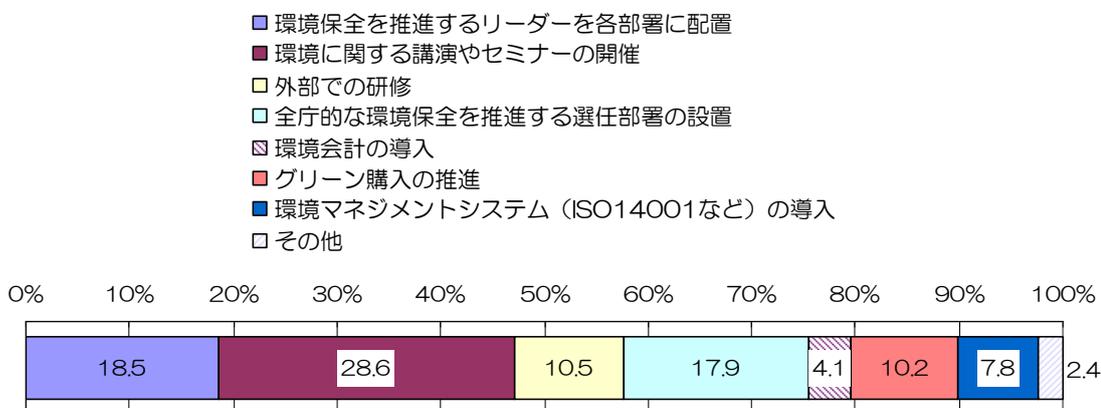


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) 市職員の環境保全に対する意識を向上させる方策

問 市職員の環境保全に対する意識を向上させるためには、どのような活動または支援が必要だと思いますか。(複数回答可)

回答数=637

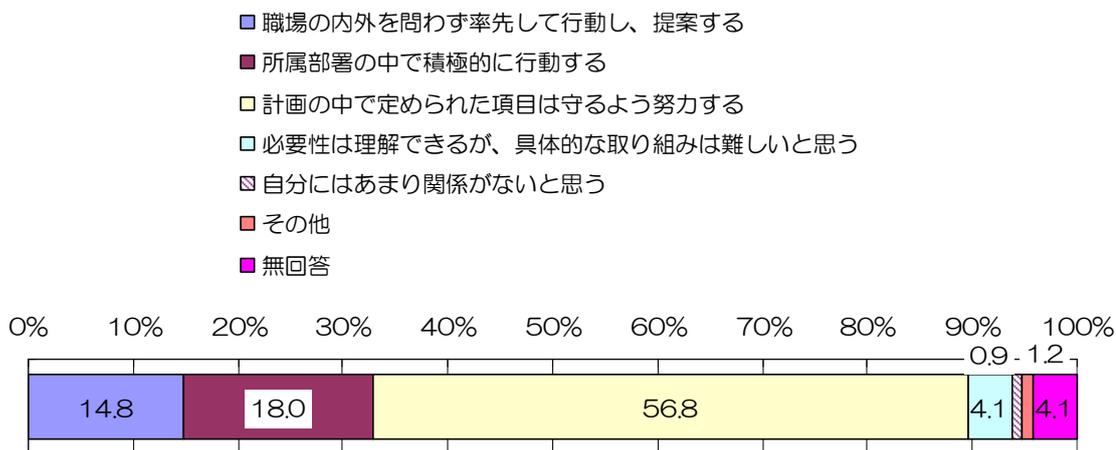


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

6) 環境基本計画策定後の取り組みについて

問 今後、市の環境基本計画が策定された後、あなたは市職員としてどのように取り組みたいと考えますか。

回答数=338



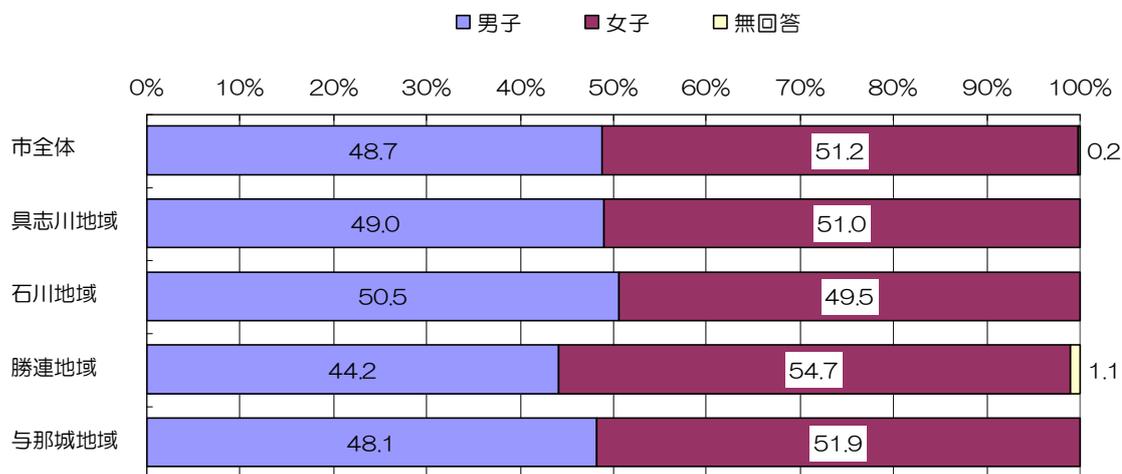
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2.5 小・中学生

(1) 回答者属性

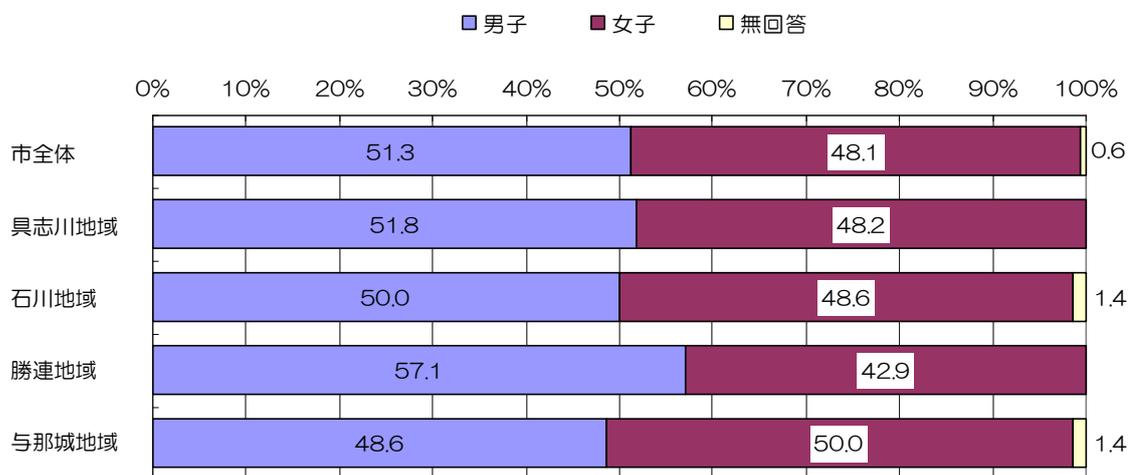
1) 性別

小学生 回答数=649



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生 回答数=314



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) よい印象の環境

問 うるま市のいろいろな環境で「よい」と思うものを3つ選択してください。

小学生

うるま市の環境で「よい」と思うものを選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾と中城湾の海	5.6	5.7	4.7	6.3	6.2
b 砂浜や潮が沖まで引いたひがた	4.4	4.0	3.9	7.7	1.9
c 身近な山や森	6.5	7.2	7.2	4.2	3.7
d 身近な川	3.2	2.4	4.1	3.2	4.3
e わき水	4.4	4.8	5.9	1.1	3.1
f うたき（祈りをする場所）	1.5	1.6	1.6	1.8	0.6
g 古いお城	11.7	13.6	8.1	14.4	8.6
h エイサーや、とう牛	16.6	16.2	16.3	16.2	21.0
i 商店がならぶまち	4.0	4.4	3.8	2.8	4.3
j 静かな住宅地	3.6	2.3	5.4	3.2	5.6
k 海中道路	10.5	9.6	7.7	12.7	22.2
l 公園	8.3	7.7	11.1	6.7	4.9
m うるま市の離れ島	4.9	6.0	3.4	5.3	3.7
n 海や山のレジャー施設	5.0	5.4	5.9	4.2	1.2
o スポーツ施設	9.0	8.6	10.8	8.5	6.2
p その他	0.8	0.5	0.2	1.8	2.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,945	941	558	284	162

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生

うるま市の環境で「よい」と思うものを選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾と中城湾の海域	3.0	5.9	1.0	0.0	1.0
b 砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	3.0	3.2	1.4	4.9	3.3
c 身近な山や森	5.4	5.9	6.2	2.9	4.8
d 身近な川	3.8	4.7	4.8	3.9	1.0
e わき水	2.6	2.9	3.8	1.0	1.4
f うたき（祈りの場所）	1.0	1.0	0.0	1.0	1.9
g 世界遺産の城跡	14.3	11.8	11.0	16.7	21.4
h エイサーや闘牛	16.1	12.0	17.6	19.6	21.0
i 商店がならぶ市街地	2.8	2.5	4.8	1.0	2.4
j 静かな住宅地	4.4	4.7	5.7	2.9	3.3
k 海中道路	14.9	14.5	7.6	18.6	21.4
l 公園	8.1	9.1	13.8	2.0	3.3
m うるま市の離れ島	5.2	4.4	5.7	7.8	4.8
n 海や山のレジャー施設	6.2	6.9	6.2	7.8	4.3
o スポーツ施設	8.6	10.3	9.5	8.8	4.3
p その他	0.6	0.5	1.0	1.0	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	930	408	210	102	210

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 子ども達が生活している地域の環境の印象

問 あなたが生活している「まわりの環境」について、どう思いますか。

回答の選択肢：満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満、わからない

6つの選択肢のうち、「満足」と「やや満足」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

小学生

まわりの環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑がたくさんある	◎	◎	◎	◎	◎
b 空気がきれい	◎	○	◎	◎	◎
c 風景の美しさ	◎	○	◎	◎	◎
d まちの美しさ	○	○	○	○	○
e 海や川の美しさ	◎	◎	○	◎	◎
f まちが静かなこと	○	○	○	○	○
g まちのにおい	△	△	○	△	○
h ボイ捨てなどのマナー	△	△	△	△	△
i 車の騒音や振動	△	△	△	△	△
j 飛行機の騒音	△	△	△	△	△
k 安心して歩ける歩道があること	○	○	◎	○	○
l 安心して遊べる公園があること	○	○	◎	△	◎

※ ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
△は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

回答数	649	314	184	95	54	3(無回答)
-----	-----	-----	-----	----	----	--------

※無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

中学生

まわりの環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑の豊かさ	○	○	○	○	◎
b きれいな空気	○	○	○	○	◎
c 風景の美しさ	○	○	○	○	◎
d 海や川の美しさ	○	○	△	○	◎
e まちの美しさ	○	△	△	○	○
f まちの静けさ	○	○	△	○	○
g まちのにおい	△	△	△	△	△
h ごみ出し、ボイ捨てなどのマナー	△	△	×	△	△
i 車の騒音や振動	△	△	△	△	△
j 航空機の騒音	△	△	×	△	△
k 安心して歩ける歩道	○	○	△	○	○
l 安心して遊べる公園	○	○	○	○	○
m 学校での環境に対する取り組み	○	○	△	○	○

※ ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
△は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

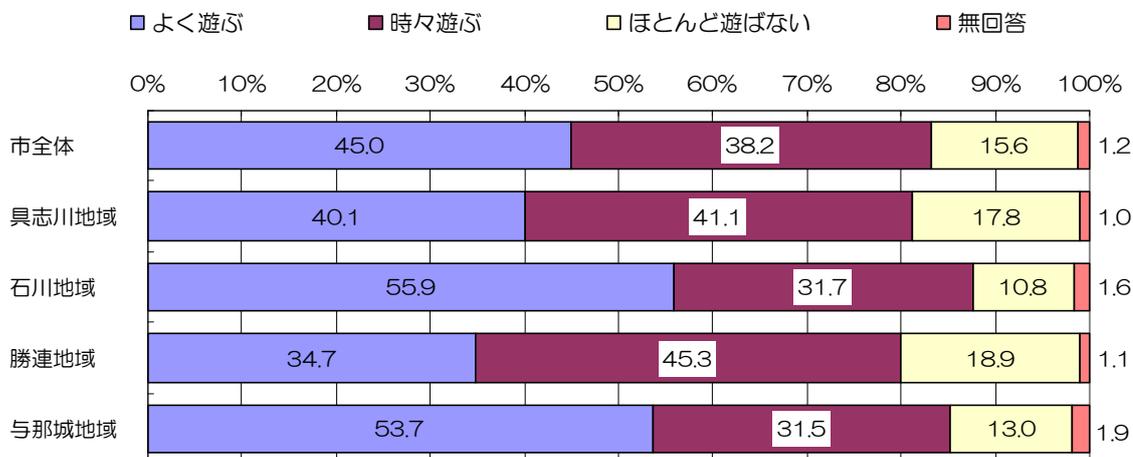
回答数	314	135	71	34	69	5(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※ 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

3) 遊び場所

問 あなたはの回答を合計した割合を出しますか。

小学生 回答数=649



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

問 前問で「よく遊ぶ」または「時々遊ぶ」を回答した人にお聞きします。放課後や休日で遊ぶ場所は、どのような場所ですか。

放課後や休日に遊ぶ場所を選択した回答の割合

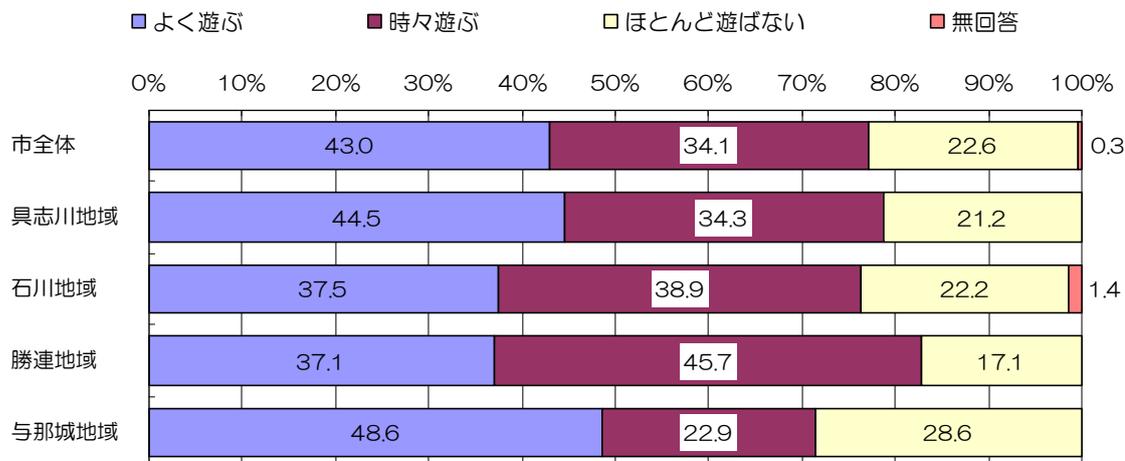
単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 学校の校庭	9.2	7.4	4.9	21.3	14.9
b 近くの公園	38.6	39.5	48.8	18.7	29.8
c 空き地や原っぱ	5.5	5.8	1.8	5.3	17.0
d 川	0.7	1.2	0.0	0.0	2.1
e 海	2.9	2.7	1.2	8.0	2.1
f 山・森林	0.9	1.2	0.6	1.3	0.0
g 遠くの大きな公園	5.0	3.9	7.9	4.0	2.1
h 家の庭	17.3	20.2	18.3	9.3	10.6
i その他	19.9	18.2	16.5	32.0	21.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	544	258	164	75	47

※1 「その他」の代表的な回答としては、家の駐車場、友達の家、なかきす児童センター、公民館、学童、野球場、サッカー場、バッティングセンター等であった。

※2 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生 回答数=314



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

問 前問で「よく遊ぶ」または「時々遊ぶ」を回答した人にお聞きします。放課後や休日で遊ぶ場所は、どのような場所ですか。

放課後や休日に遊ぶ場所を選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 学校の校庭	10.4	8.4	9.1	13.8	14.0
b 近くの公園	27.8	28.0	43.6	24.1	12.0
c 空き地や原っぱ	2.9	1.9	3.6	0.0	6.0
d 川	1.2	1.9	1.8	0.0	0.0
e 海	16.2	11.2	10.9	27.6	26.0
f 山・森林	0.4	0.0	0.0	3.4	0.0
g 遠くの大きな公園	2.9	1.9	3.6	3.4	4.0
h 家の庭	5.0	8.4	0.0	3.4	4.0
i その他	33.2	38.3	27.3	24.1	34.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	241	107	55	29	50

※1 「その他」の代表的な回答としては、友達の家、カラオケ、大型スーパー、テニスコート、安慶名城趾、児童館、スポーツ施設等であった。

※2 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) ふだんの生活の中で環境に対して心がけていること

問 ふだんの生活の中で、環境に対して心がけていることはありますか。

回答の選択肢：いつも心がけている、だいたい心がけている、ときどき心がけている、たまに心がけている、まったく心がけていない

5つの選択肢のうち、「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(O)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(X)として以下に示した。

小学生

環境に対して「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」を回答した割合

質問項目	市全体	地域				
		具志川	石川	勝連	与那城	
a 電気や水のムダづかいをしないようにしている	○	○	◎	○	○	
b 家の周りのそうじ	○	○	○	△	△	
c ごみを道や公園に捨てない	◎	◎	◎	○	○	
d 買い物にはマイバッグを利用している	○	○	○	○	○	
e 空き缶やペットボトルの分別に協力している	◎	◎	○	○	○	
f ものを大切にしている	◎	◎	◎	◎	○	
g 家族で環境問題について話し合う	△	△	△	×	△	
h 地域の清掃活動に参加している	△	△	△	△	×	
i 環境や自然学習会に参加している	△	×	△	×	×	
※ ◎は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%以上 ○は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%未満～50%以上 △は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が50%未満～20%以上 ×は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が20%未満						
回答数	649	314	184	95	54	2(無回答)

※ 無回答の質問項目については、「まったく心がけていない」として集計を行った。

中学生

環境に対して「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」を回答した割合

質問項目	市全体	地域				
		具志川	石川	勝連	与那城	
a 節電や節水	○	△	○	○	○	
b 身近な自然を守るために活動している	△	△	△	△	△	
c ごみを道ばたや公園に捨てない	○	○	○	○	○	
d 買い物にはマイバッグを利用している	○	○	△	△	○	
e 空き缶やペットボトルの分別に協力している	○	○	○	○	○	
f ものを大切にしている	○	○	○	◎	○	
g 家族で環境問題について話し合う	×	△	×	×	×	
h 地域の清掃活動への参加	△	△	△	△	△	
i 環境学習会・セミナーへの参加	×	×	×	×	×	
※ ◎は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%以上 ○は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%未満～50%以上 △は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が50%未満～20%以上 ×は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が20%未満						
回答数	314	137	70	35	70	2(無回答)

※ 無回答の質問項目については、「まったく心がけていない」として集計を行った。

5) 将来のうるま市の環境

問 将来のうるま市は、どのような環境になっていたらいいと思いますか。(複数回答可)

小学生

将来のうるま市の環境に対する回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 水や空気がきれいなまちになっている	16.4	16.6	19.0	13.6	11.3
b 道や公園にごみがなく、きれいなまち	13.5	13.0	14.4	15.1	10.7
c 地震や津波などに強いまち	13.3	14.0	10.8	12.9	18.2
d きれいな山・海・川がある	14.1	12.9	17.0	12.2	15.1
e みんなが自然を大切にしている、たくさんの生きものがある	13.0	13.1	12.1	11.8	17.0
f みんながリサイクルに協力し、ものを大切にしている	4.0	4.0	3.4	6.5	1.9
g エイサーなどで、にぎやかなまち	9.8	9.3	9.3	11.1	11.3
h グスクなど、歴史的なものがおおく整備されている	3.5	4.4	1.7	4.3	2.5
i 地球にやさしいまち	10.9	10.6	11.4	11.8	8.8
j その他	1.6	2.0	0.9	0.7	3.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,896	922	536	279	159

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生

将来のうるま市の環境に対する回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 水や空気がきれいなまちになっている	15.5	16.5	15.5	16.7	13.1
b 道や公園にごみがなく、きれいなまち	13.6	14.1	13.4	16.7	11.1
c 地震や津波などの自然災害に強いまち	12.5	13.4	12.8	11.8	11.1
d きれいな山・海・川がある	21.2	21.1	22.5	23.5	19.1
e みんなが自然を大切にしている、たくさんの生きものがある	8.8	9.3	9.1	8.8	7.5
f みんながリサイクルに協力し、ものを大切にしている	2.6	2.3	3.2	2.9	2.5
g エイサーなどで賑やかなまち	11.7	10.0	10.7	9.8	17.1
h グスクや古い民家など、歴史的なものが多く整備され残されている	7.4	4.9	5.3	4.9	15.6
i 地球環境にやさしいまち	5.1	6.2	5.9	3.9	3.0
j その他	1.5	2.3	1.6	1.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	877	389	187	102	199

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

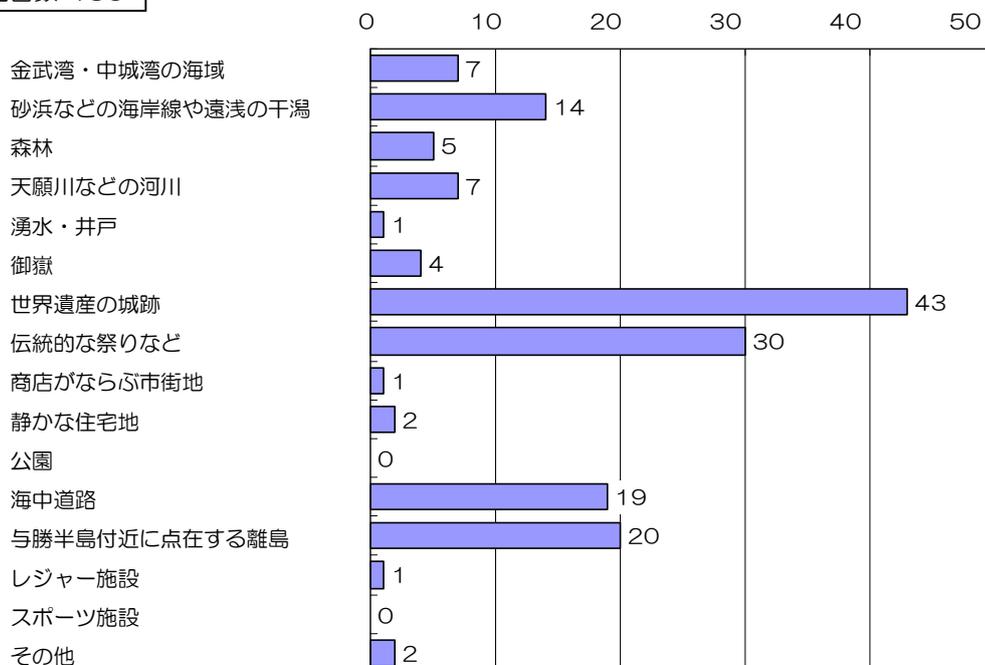
2.6 学校関係者（クラス担任）

(1) 設問への回答

1) 自慢できるもの、大切だと思う環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

回答数=156

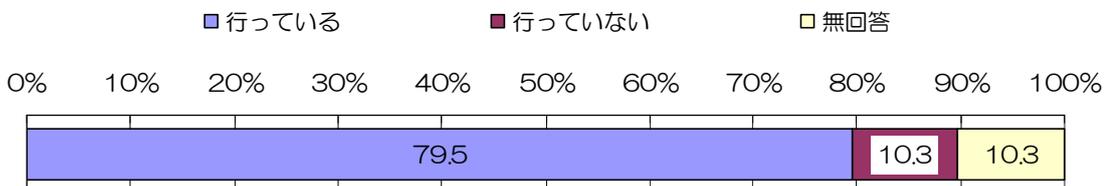


2) 環境をテーマとした学習を行っているのか

問 あなたの学校またはクラスでは、「総合的な学習の時間」などにおいて環境をテーマとした学習を行っていますか。

(a) 小学校

回答数=39



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(b) 中学校

回答数=14



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2.7 自治会

(1) 回答者属性

1) 所在地

アンケートに回答いただいた自治会は、具志川地域が21件、石川地域が8件、勝連地域が3件、与那城地域が7件の合計39件であった。

(2) 設問への回答

1) うるま市の重要な環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

うるま市の環境で「自慢できるもの」、「大切だと思うもの」を選択した回答の割合

単位：%

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾・中城湾の海域	4.4	6.3	4.8	0.0	0.0
b 砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	9.7	7.9	4.8	11.1	20.0
c 森林	0.9	0.0	4.8	0.0	0.0
d 天願川などの河川	5.3	7.9	4.8	0.0	0.0
e 湧水・井戸	2.7	1.6	9.5	0.0	0.0
f 御嶽	3.5	0.0	4.8	11.1	10.0
g 世界遺産の城跡	21.2	22.2	19.0	22.2	20.0
h 伝統的な祭りなど	18.6	17.5	28.6	0.0	20.0
i 商店がならぶ市街地	1.8	3.2	0.0	0.0	0.0
j 静かな住宅地	1.8	1.6	0.0	11.1	0.0
k 公園	3.5	6.3	0.0	0.0	0.0
l 海中道路	13.3	14.3	4.8	11.1	20.0
m 与勝半島付近に点在する離島	10.6	9.5	4.8	33.3	10.0
n レジャー施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
o スポーツ施設	0.9	1.6	0.0	0.0	0.0
p その他	1.8	0.0	9.5	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	113	63	21	9	20

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

● 用語解説

矢印 (→) は関連項目

数字・アルファベット

BOD (Biochemical Oxygen Demand の略)
「生物化学的酸素要求量」を参照

COD (Chemical Oxygen Demand の略)
「化学的酸素要求量」を参照

NPO

Non Profit Organization または、Not for Profit Organization の略で、日本語では「民間非営利組織」と訳される。特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、ボランティア団体や任意団体等の市民活動団体を含む。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単に PDCA という場合もある。なお、この考え方は、ISO14000 のマネジメントシステムなどに採用されている。

PM2.5（微少粒子状物質）

大気汚染の原因物質の一つであり、大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）で、微小粒子状物質という呼び方をされることもある。

従来から環境基準を定めて対策を進めてきた SPM（浮遊粒子状物質）は「大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」を指すが、近年はより小さな浮遊性粒子状物質である PM2.5 の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになった。

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準として「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められている。

ISO14001

→エコアクション21

ISO 14001 は、サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減お

よび環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格である。

環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めようになってきている。

Lden (Level Day-Evening-Night の略)

→WECPNL

時間帯補正等価騒音レベルのこと。容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものである。

日本では、平成 19 年 12 月の「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第 154 号）」の一部改正により、航空機騒音の環境基準は、WECPNL から Lden へと変更された。

WECPNL (Weighted Equivalent

Continuous Perceived Noise Level の略)

→Lden

航空機騒音のうるさを評価する指標で、日本語では「加重等価平均感覚騒音レベル（うるささ指数）」と呼ばれている。

現在では、航空機騒音の評価指標としては、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）が使用されることとなった。

4R

4R とは、ゴミを減らすための具体的な方針として、Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字の 4 つの R を取って廃棄物減量のキャッチフレーズとして用いられている。

ア行**アイドリングストップ**

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物等の駐停車時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。

また、信号での停止時に、ギアをニュートラル位置に切り替えるなどメインスイッチを切らなくてもエンジンを停止できる装置が開発され、さらに、アイドリング機能を進化させ、減速時からアイドリングが停止する新しい機能を搭載した自動車の普及が進んでいる。

赤土等

強い降雨によって開発工事現場や農地等の土壌が浸食され、川や海に流出し水環境へ悪影響を与えることを赤土汚染と呼ばれ、当初、国頭マーヅとよばれる赤土が分布する沖縄島中北部で被害が多いことや視覚的にも流出水が赤色で目に付くことから「赤土汚染」とよばれていました。しかし、最近では、程度の差はあるが赤土以外の土壌（礫れき及び砂分を除く）等の流出による水環境への悪影響もみられるため、ジャーガルやその母岩であるクチャも含めて「赤土等」と定義されている。

一般廃棄物**→産業廃棄物**

昭和 45 年制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の用語で、主として産業廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物をいう。具体的には生活ごみ、尿尿が中心となる。同法は、生活環境の保全に支障がないように収集処理することを市町村に義務づけている。

エコアクション 21**→ISO14001**

エコアクション 21 とは、環境省が CO₂ とコスト削減を目的に策定した環境マネジメントシステムで、ISO14001 が国際規格であるのに対して、エコアクション 21 は国内規格である。

そして、環境負荷削減のための取組みや成

果を、環境活動レポートで公表することで、取引先や消費者等、社会から信頼を得るための仕組みで、認証登録にかかる経費も比較的少なくすむため、取組みやすいシステムである。

エコタウン

通産省（現経済産業省）及び厚生省（現在は環境省所管）によって平成 9 年度に創設された環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけた事業である。具体的には、地方公共団体が推進計画（エコタウンプラン）を作成した場合に、国の承認を受けると、一定のソフト事業やリサイクル関係施設の整備に補助金が与えられる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。結果として燃料消費も少なくなるため、「エコ」には「エコノミー」の意味も含まれており、経済的なメリットを得ることも目的のひとつである。さらに、急発進・急加速の抑制、早めのシフトアップ、定速走行等は安全性の向上にも結びつくため、事故防止の観点からも推奨されている。

屋上緑化**→壁面緑化**

建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。建築物の壁面の緑化も広い意味で「屋上緑化」という場合もある。緑化によって、夏季の冷房費の削減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める

働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。

平成9年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFC類）、パーフルオロカーボン類（PFC類）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。さらに、現在では、三フッ化窒素（NF₃）が加わり、7種類となった。

力行

海岸漂着ごみ

国内、国外、陸上、河川、海上（船舶等）等を発生源とし、海上を漂流して、各地の海岸に漂着するごみのことを指す。

近年、沖縄県の海岸においても、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、医療系廃棄物等が、更には私達の生活から出たごみが河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

海成段丘

過去の海面に対応して形成され、海岸付近に分布する階段状の台地（段丘）地形で、段丘崖とその前面の平坦な台地面（段丘面）の組合せからなる。海的作用によって形成された段丘であることを強調して、海成段丘 marine terrace ということも多い。

琉球列島の多くの島々では、活発な造構運動のために、地質学的には新しい時代である第四紀の海成堆積物が広く陸上に分布し、世界的にみても、第四紀のサンゴ礁堆積物がこれほど広汎に分布する場所は限られており、琉球列島は学術的に極めて重要な地域であると言われている。

化石燃料

石油、石炭、天然ガス等地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源である。石油はプランクトン等が高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が

地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料の燃焼ともなって発生する窒素酸化物等は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

化学的酸素要求量（COD）

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって強制的に酸化されるときに消費される酸素の量（通常 mg/L で表わす）をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

外来種

人為等、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指す。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。マングース等の外来種は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。

このため、近年、移入種問題は、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされ、地球レベルでは生物多様性条約の枠組みの中で対策が検討され、また、国内では一部で移入種の駆除が進められているほか、移入種対策のための外来生物法が平成16年6月に公布され、翌年6月には生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな外来種（移入種）として1科4属32種が「特定外来生物」として第一次指定され、規制が開始した。また、外来生物のうち、定着している・いないにかかわらず、特に大きな影響を及ぼす生物を侵略的外来生物としている。

合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯等に使用した水（生活雑排水）を戸別にまとめて処理する浄化槽である。従来のし尿のみを処理する単独浄化

槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

なお、単独処理浄化槽は生活排水を未処理のまま垂れ流すことになり水環境の悪化につながるため、平成13年4月に廃止され、新設してはいけないこととなった。このため、我が国で浄化槽というときは合併処理浄化槽のことを指す場合が多い。

環境基準

環境基本法（平成5年）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標として決められている。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

光化学オキシダント

工場煙突からの排ガス中に含まれている窒素酸化物（NO_x）や自動車の排気ガス中に含まれているNO_xやガス状の炭化水素が、夏季の強烈な太陽光線のもとで光化学反応を起こし、オゾンを主成分とするオキシダントを発生する。一酸化窒素は太陽光線のもとで空気中の酸素で酸化されて二酸化窒素となり、原子状の酸素を遊離し、これがオゾン発生の原因といわれている。

なお、光化学オキシダントは、環境基本法に基づき、大気汚染に係る環境基準が決められている。

グリーンマーク商品

古紙を原料に再生利用した製品等に付けられる環境ラベルのひとつである。古紙等の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を目的としている。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

火力発電等、従来の発電システムにおける

エネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。近年はオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入されつつあり、二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。

サ行

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物である。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められている。なお、産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例等により規定された文化財である。有形文化財、無形文化財、民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものを指す。指定文化財は、現状の変更の規制をうけ、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなっている。

新エネルギー

石炭・石油等の化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電等に対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称である。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（平成9年）で定める新エネルギー等には、太陽光発電、風力発電等の再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。平成14年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材等を発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の2つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。

水洗化率

水洗化率とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合である。下水道が整備されても、水洗化されないと、施設は未利用のままであり、公共用水域の水質改善にはつながらない等の問題が生じる。なお、本市の水洗化率は、平成 25 年度末で 84.4% となっている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われている。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言える。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

世界遺産

世界には、人類にとって共通の財産として未来に引き継いでいくべき豊かな自然環境や、歴史を伝える文化財が各地にある。昭和 47 年、ユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択され、このような人類の遺産を「世界遺産リスト」として登録し、保護していくことが定められた。これが世界遺産で、1) 優れた価値を持つ地形や景観、生物の多様性の保全にとって重要な自然の生育地等の「自然遺産」、2) 普遍的な価値をもつ建築物や遺跡等の「文化遺産」、3) 両方を兼ね備えた「複合遺産」の区分がある。

本市の「勝連城跡」は、平成 12 年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産（文化遺産）に登録された。

ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料等として有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指すことである。

具体的には、生産工程での歩留まりを上げて廃棄物の発生量を減らし、廃棄物を徹底的

にリサイクルすることを目指す。

夕行

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した河川工事を示す。

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

太陽光発電

太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式である。光起電力効果を利用した太陽電池を用いるのが一般的である。

太陽熱システム

集熱器で集熱した太陽熱を利用してつくられた温水を浴槽・台所・洗面室等の給湯に利用するもの「太陽熱利用温水器」と、太陽エネルギーをミラー等で熱媒体に集め、蒸気タービン等で電気に変える「太陽熱発電」の 2 つがある。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することである。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに、大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球環境保全活動

地球環境問題とは、人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題であり、(1) 地球温暖化、(2) フロン等によるオゾン層の破壊、(3) 熱帯林の減少、(4) 開発途上国の公害、(5) 酸性雨、(6) 砂漠化、(7) 生物多様性の減少、(8) 海洋汚染、(9) 有害廃棄物の越境移動の問題が主に認識されている。地球環境保全

活動は、これらの環境問題に対して、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念である。

近年になって、食品に対する安全・安心志向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽減等で注目されるようになり、当初の意味合いとは異なって伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられるようになってきている。

底質中懸濁物質含量 (SPSS)

底質に含まれるシルト以下の粒径をもった微粒子の量で海域における赤土堆積量を評価するために用いられる。なお、SPSS は、Suspended Particles in Sea Sediment の略である。

八行

バイオマス

今日では、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、海藻、動物の糞尿等の有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

バイオマスタウン

バイオマスタウンとは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づ

き、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が「バイオマスタウン構想基本方針」を策定し、うるま市でも資源の有効利活用に向けて「バイオマスタウン構想」を平成18年度に策定した。

壁面緑化

→屋上緑化

壁面緑化とは、名前の通り建物の外壁部分を緑化することを指す。屋上緑化の外壁版とも言える。壁面にツタ類の植物を這わせることが一般的であり、建物の断熱性を高めるだけではなく、ヒートアイランド現象の改善効果や防音効果等もあるとされる。

ポケットパーク

街の一角などに設けられる小公園をいう。

区画整備や道路整備の交差点改良後の余剰スペースなどに、ベンチや植樹、遊具などを置くなどしてつくられた憩いの場とし、わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図るもの。

ホタルウオッチング

ホタルの観察や講話を通じて、ホタルの生態や環境との関わりを知るとともに、科学的な見方や考え方、自然の大切さについて学ぶものである。本市では、石川少年自然の家周辺で開催されている。

マ行

埋蔵文化財

埋蔵文化財という用語は、文化財保護法(昭和25年制定)で定義された法律・行政用語である。土地に埋蔵されている状態の文化財で、一般的には集落跡、古墳、窯跡、城跡等の遺跡、住居跡、井戸跡、墓跡等の遺構、土器、石器等の遺物をさしている。

マングローブ林

熱帯には多くの特徴ある森林が分布し、マングローブ林もその1つで、河口汽水域の塩性湿地に生育する森林である。なお、マングローブは、種の名前ではなく、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ等のヒルギ類等の耐

塩性のある種の総称である。

ヤ行

有機肥料

有機質資材を発酵・腐熟化させて生成した肥料をいう。一度、微生物が無機質に分解し、それを吸い上げるため、肥効はゆっくりであることが特徴で、環境への負担も少なく、微生物のエサとなるため、土壌活性化にも役立つ。

ユニバーサルデザイン

老若男女、障害者・健常者の区別なく、万人が公平に享受できる快適な建物・環境・製品を生み出すことを目的とした考え方である。

うるま市 市民部 環境課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL : 098-973-5594 FAX : 098-973-6065

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用